

鳴門市新庁舎建設基本計画

平成31年1月

鳴 門 市

目次

第1章 基本計画策定の趣旨	1
1. 基本計画の目的	1
2. 関連計画との整合	1
3. 基本計画の位置づけ	2
第2章 新庁舎建設の課題と必要性	3
1. 現本庁舎の現状と課題	3
2. 新庁舎建設の必要性	3
3. 新庁舎の整備方針	4
第3章 新庁舎の基本理念・基本方針	5
1. 基本理念	5
2. 基本方針	6
第4章 新庁舎の導入機能	7
1. 窓口・相談機能	8
2. ユニバーサルデザイン	10
3. 防災・セキュリティ機能	12
4. 耐震・浸水対策機能	15
5. フェーズフリー	17
6. 情報発信・交流機能	18
7. 議会機能	20
8. 執務機能	21

9. ライフサイクルコスト縮減	24
10. 環境負荷の低減	25
11. 周辺環境との調和・歴史の継承	27
第5章 施設計画	28
1. 庁舎の規模	28
2. コンパクト化に向けた方策	35
3. 新庁舎の配置計画	36
4. 平面モデル	39
5. 階構成	40
6. 構造計画	41
第6章 事業計画	42
1. 事業手法	42
2. 事業スケジュール	43
3. 概算事業費及び財源	44
第7章 新庁舎建設の検討経緯と今後の進め方	46
1. 検討経緯	46
2. 新庁舎の建設場所について	47
3. 現本庁舎の存廃について	47
4. 増田建築としての現本庁舎などについて	48
5. 今後の進め方	49

第1章 基本計画策定の趣旨

1. 基本計画の目的

昭和38年（1963年）に竣工した現在の本庁舎（以下「現本庁舎」という。）は、建築から55年が経過し、「防災拠点機能の不足」「庁舎の分散に伴う業務などの非効率性」「施設及び設備の老朽化とバリアフリー化」「庁舎狭あい化による市民サービスへの影響」などの課題を抱えており、早急な対応が求められています。

これら現本庁舎が抱える課題を解消するため、鳴門市新庁舎建設基本計画（以下「基本計画」という。）において新庁舎建設の基本理念や基本方針、新庁舎の機能、規模の基本的な考え方及び新庁舎の建設位置などを検討し、より具体化することを目的に策定します。

2. 関連計画との整合

基本計画の策定にあたっては、次に示す関連計画に盛り込まれた方向性や施策との整合を図ります。

（1）第六次鳴門市総合計画 後期基本計画

：平成29年（2017年）度～平成33年（2021年）度

市の最上位計画として、将来の長期的な展望の下に市政のあらゆる分野を対象とした総合的かつ計画的なまちづくりの指針を定めたものです。

新庁舎の整備にあたっては、第六次鳴門市総合計画に掲げるめざす都市像の実現に向けたまちづくりの拠点として、その役割が発揮できる計画とします。

（2）鳴門市都市計画マスタープラン

：平成23年（2011年）度～平成42年（2030年）度

土地利用、市街地整備、都市施設、公共交通などの都市計画や都市づくりの方向性を定めたものです。

新庁舎の整備にあたっては、中心市街地拠点整備地区の整備方針に基づき、地域住民及び市民への行政サービス機能の充実を目指し、ユニバーサルデザインの推進や周辺環境との調和に配慮した計画とします。

（3）鳴門市地域防災計画：平成29年（2017年）度～

各地域におけるさまざまな災害に対して防災の万全を期するため、災害予防、災害応急対策及び災害復旧復興対策の観点から、総合的かつ基本的な防災対策を定めています。

新庁舎の整備にあたっては、災害の発生に伴い直面する各段階に対応した円滑な活動ができるよう、必要機能を備えた計画とします。

(4) 鳴門市公共施設等総合管理計画

：平成29年（2017年）度～平成38年（2026年）度

鳴門市の公共施設等全体の状況を把握し、全庁的、総合的な管理を継続的に推進するため、公共施設等の今後のあり方や総量の最適化などについて基本的な方向性を定めたものです。

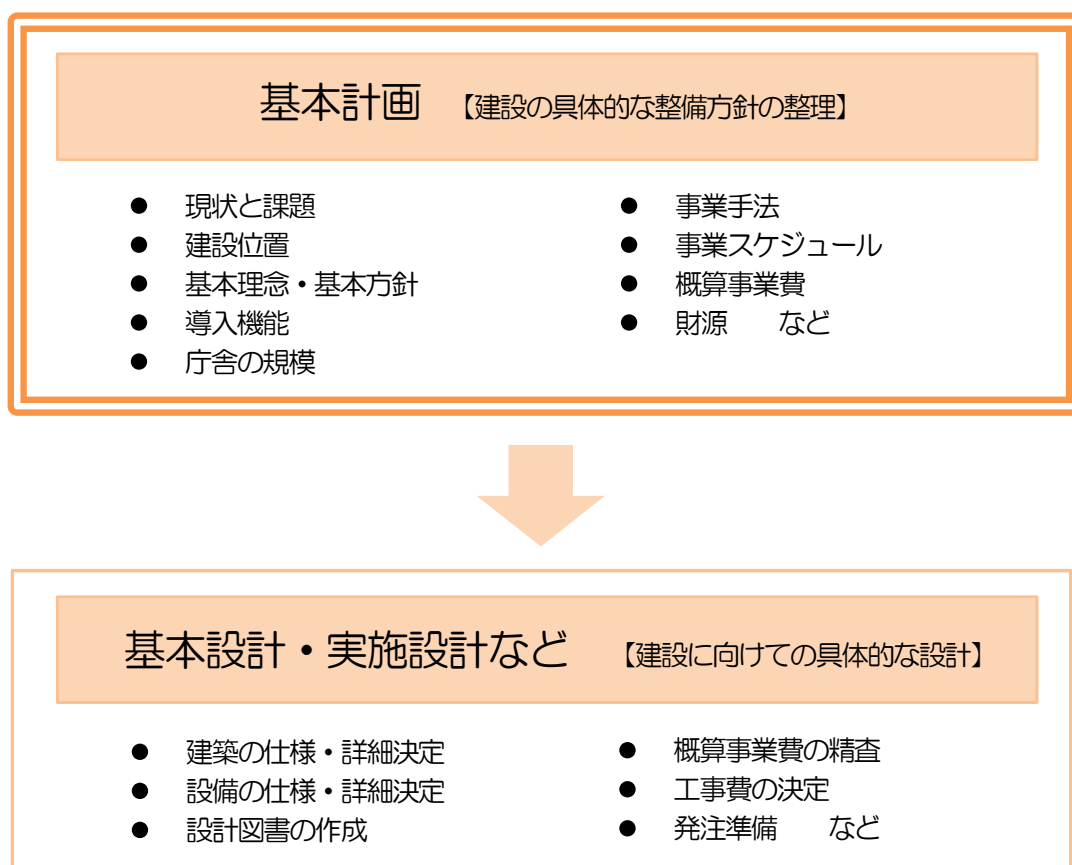
当該計画においては、現本庁舎について、市民サービスの拠点施設、災害発生時における拠点施設であることから、平成35年度に耐用年数である築60年目を迎えることを見据え、更新に向けた検討を行うという方向性を示しています。

また、施設の利便性向上などの観点から、水道会館や共済会館などのその他庁舎については、現本庁舎の更新に合わせた施設の集約について検討を行うこととしています。

新庁舎の整備にあたっては、「鳴門市公共施設等総合管理計画」の目的に従い、長期的視点に立ち、ライフサイクルコストの縮減に向けた建物の長寿命化や継続的な保安全管理に配慮した計画とします。

3. 基本計画の位置づけ

新庁舎建設基本計画とは、新庁舎がどうあるべきか、目指すべき方向性を基本理念として掲げ、それを実現するための手法や方策、具体化を前提とした規模や配置などの施設計画を示すものであり、次のステップである基本設計や実施設計を行う際に守るべき条件を示すものとして定めます。



第2章 新庁舎建設の課題と必要性

1. 現本庁舎の現状と課題

現本庁舎は、耐震性能の不足により、災害時において防災拠点施設として機能しなくなる可能性があります。また、施設・設備ともに老朽化が著しいことに加え、バリアフリー対応への不足といった課題を抱えていますが、建物の構造上、抜本的な構造改修は困難な状況です。

(1) 防災拠点機能の状況

平成23年に発生した東北地方太平洋沖地震以降、災害対策や救援活動の指揮を担うべき自治体庁舎の在り方が問われてきました。

また、平成28年熊本地震の被害から得られた教訓として、震度7レベルの大地震が複数回発生することも想定した場合、従来の耐震改修では業務を継続し、施設として十分な機能を発揮することが難しい可能性があるといわれるようになりました。

現本庁舎については、平成16年度に耐震診断を行った結果、「地震の震動及び衝撃に対して倒壊し、または崩壊する危険性がある」という結果（I s値＝0.47）が出ています。

(2) 市民サービス機能・老朽化の状況

現本庁舎は竣工後55年が経過しており、施設の老朽化や狭あい化が進み、待合スペースの混雑や駐車場の不足、執務空間や会議室の不足など、市民に快適な行政サービスを提供するには多くの課題を抱えています。

(3) バリアフリー性能の状況

多様な来庁者を迎える公共施設としてのバリアフリーやユニバーサルデザインの考え方が反映されておらず、公共サービスを提供する施設としてその役割を十分に果たしていると言えないのが現状です。

(4) 庁舎配置の状況

現在、主に行政事務を行っている庁舎施設は、6棟の建物に分散しており、一度の来庁で複数の用事を済ませることが物理的に難しい状態です。また、庁舎施設が分散していることで、行政内部の連絡調整、連携が回りにくい、単一の庁舎に比してランニングコストが高くなるなどの課題を抱えています。

2. 新庁舎建設の必要性

前述のようなさまざまな課題に加え、政府の地震調査委員会が発表した南海トラフ巨大地震の今後30年以内の発生確率が70%から最大80%にまで引き上げられたことから、南海トラフ地震防災対策推進地域に指定される本市においては、市民の生活を支える基幹施設である市役所本庁舎の早急な耐震性能確保が求められています。

また、平成28年度に策定した「鳴門市公共施設等総合管理計画」に掲げる公共施設の総量最適化、市民の利便性向上の観点から、市内に分散する庁舎施設の集約も急務であることから、本市の庁舎施設を集約した新庁舎の建設が必要となっています。

3. 新庁舎の整備方針 【関連資料：資料編5ページ】

庁舎施設の集約を前提とした新庁舎の整備方針として、「現本庁舎を残しつつ、その他庁舎の機能を集約する2棟体制案（以下、2棟体制案）」と「全6庁舎の機能を集約する1棟体制案（以下、1棟体制案）」の2案について、前述の現状と課題、新庁舎建設の必要性を踏まえて比較検討した結果、1棟への集約による利便性の向上、ライフサイクルコストの縮減、全体工期の圧縮、施設総量の抑制、津波対策への対応といった点において、「1棟体制案」が優れていると判断し、新庁舎を「1棟体制案」により整備することにしました。

なお、市民アンケートの結果や施設の最適配置の観点などから、現本庁舎、共済会館、市民会館などについては解体撤去し、新庁舎を建設することとします。

第3章 新庁舎の基本理念・基本方針

1. 基本理念

「市民の生活を支える」という、従来の市役所庁舎の位置づけを堅持しつつ、これまで以上に、市民に親しまれ、市民の絆をはぐくむ「つながりの拠点」となることを目指すとともに、防災災害対応拠点として、「市民の生命と財産、生活をまもる最前線基地」となることを目指すため、新庁舎建設事業の根幹をなす基本的目標として、以下のとおり基本理念を設定します。

【新庁舎建設の基本理念】

市民の安全安心をまもり、絆をはぐくむ鳴門らしい庁舎

2. 基本方針

新庁舎建設の具体的な方向性を示すものとして、以下のとおり5つの基本方針を設定します。

基本方針1：誰もが利用しやすく、質の高い市民サービスを提供する庁舎

- 市内に分散している庁舎機能を集約するとともに、市民が多く利用する窓口を集約し、ワンフロアで対応できる体制を整えます。
- 誰もが安心かつ快適に利用できるよう、人材の育成などのソフト面の充実に加え、ユニバーサルデザインの導入を図ります。
- 「わかりやすく迷わない」、「手続きが早く済む」、「安心して相談・手続きができる」に注力した仕組みを取り入れます。
- 市民サービス向上のため、業務改革に加え、職員の業務効率の向上につながる機能の導入を図ります。

基本方針2：防災拠点にふさわしい、安全安心な庁舎

- 南海トラフ巨大地震や中央構造線活断層地震などの大規模地震の発生に備え、高い耐震安全性を確保するとともに、被災後においても業務が継続できる性能を確保します。
- 津波による浸水被害に備え、災害レベルと発生確率を考慮した複合的な浸水対策を導入します。
- 災害時と平常時という垣根を取り除いた、フェーズフリーの観点に基づいた庁舎環境の整備を図ります。
- 開かれた市役所庁舎とすることを前提に、市民などの重要な情報を守るため、十分なセキュリティレベルを確保します。

基本方針3：市民がつどい、親しまれる庁舎

- 市民が市役所を身近に感じられるよう、内部空間の設計設備に配慮するとともに、会議室や付帯設備など、市民が利用できる交流スペースの導入を検討します。
- 市政に関する情報や、市民活動に関する情報を発信する情報スペースの整備を行います。
- 市民が鳴門の魅力を再発見でき、地域への誇りと愛着を深めるような仕組みを検討します。

基本方針4：経済的で将来の変化に対応できる庁舎

- 施設の長寿命化や維持管理の効率性など、ライフサイクルコストを考慮した経済効率の高い庁舎整備を図ります。
- 社会情勢や市民ニーズなど、本市を取り巻く環境の変化に対応できる将来性と柔軟性を兼ね備えた機能と空間の整備を図ります。
- 最新のICT・IoT技術などの積極的な導入を検討し、今後の情報技術の進展にも対応した環境整備を図るとともに、事務管理負担の省力化や人件費の軽減を図ります。

基本方針5：環境にやさしく、周辺環境と調和した庁舎

- 環境負荷の軽減を図るため、省資源・省エネルギー施設設備の導入を図り、また、再生可能エネルギーの導入について検討します。
- 建物本体での省エネルギー化に向け、自然光、自然通風、LED照明などの採用を検討します。
- 周辺環境との調和を図るため、良好な景観形成を目指します。

第4章 新庁舎の導入機能

新庁舎の導入機能は、5つの基本方針に基づき設定します。

＜基本方針＞

基本方針1
誰もが利用しやすく、質の高い市民
サービスを提供する庁舎



1. 窓口・相談機能

2. ユニバーサルデザイン

基本方針2
防災拠点にふさわしい、安全安心な
庁舎



3. 防災・セキュリティ機能

4. 耐震・浸水対策機能

5. フェーズフリー

基本方針3
市民がつどい、親しまれる庁舎



6. 情報発信・交流機能

7. 議会機能

基本方針4
経済的で将来の変化に対応できる
庁舎



8. 執務機能

9. ライフサイクルコスト縮減

基本方針5
環境にやさしく、周辺環境と調和
した庁舎



10. 環境負荷の低減

11. 周辺環境との調和・歴史の継承

※ 次ページ以降に掲げる導入機能については、基本設計時においてさらに詳細な検討を行うこと
とします。

1. 窓口・相談機能

窓口業務を担う関係課をできるだけ低層階に集約し、市民の利便性を重視した配置とします。また、各窓口では、手続きに伴う各種の相談ができるようプライバシーに配慮します。

(1) 窓口サービス

- ・ 市民利用の多い窓口を極力低層階のワンフロアに集約します。
- ・ ゆとりのある待合スペースを確保します。
- ・ 総合案内や相談窓口へのフロアマネージャーの配置など、来庁者が利用しやすい仕組みを検討します。
- ・ 証明書などを発行する窓口は、ワンストップサービスを継続し、相談が伴う窓口の分離を検討します。
- ・ 手続きの円滑化を図るため、受付案内カードの導入などスムーズな受付対応の方法について検討します。



【窓口のイメージ（北本市HP）】



【総合窓口のイメージ（佐賀市HP）】

(2) 窓口スペース

- ・ 高齢者や身体が不自由な方など、移動が困難な方のため、ワンストップで対応できるカウンターの設置を検討します。
- ・ 迅速な対応が求められる窓口には、ハイカウンターを設置するなど、受付内容に応じたカウンターの設置を検討します。



【カウンターイメージ（熊野市HP）】



【カウンターイメージ（阿南市HP）】

(3) 相談スペース

- ・ プライバシーに配慮した相談スペースや個室の相談室の設置を検討します。



【相談室のイメージ（太子市HP）】



【相談室のイメージ（熊野市HP）】

(4) 案内表示

- ・ 窓口案内サインは、見やすく、わかりやすい表示とします。
- ・ 多言語対応による表示を検討します。

2. ユニバーサルデザイン

高齢者や障がい者をはじめ、来庁者や職員の誰もが安全で快適に利用できる庁舎とするため、ユニバーサルデザイン※₁を導入します。

(1) わかりやすさへの配慮

- ・ わかりやすさを優先した案内サインを導入します。カラーユニバーサルデザイン※₂への対応をはじめ、壁や柱面の色分けや、課係名に加えて手続き内容を表示する看板などの視覚情報や音声情報、触知情報などの設備機能を検討し、初めて訪れた来庁者にもわかりやすい庁舎とします。



【わかりやすい案内掲示板（左京区）】



【わかりやすい窓口（茅ヶ崎市）】

(2) 快適な移動空間

- ・ 敷地内通路は、複雑な移動とならないようにわかりやすく連続性のある移動経路とします。
- ・ 庁舎内の廊下は、車椅子やベビーカー利用者にも配慮し、段差解消やゆとりがある幅、転回ができるスペースを設けます。また、上下階への移動が容易となるように、エレベーターを設置し、エレベーターや階段は、主要な出入り口からわかりやすい配置とします。



【わかりやすい移動経路
（高齢者、障害者等の円滑な移動等に配慮した建築設計標準）】



【わかりやすい位置にある階段
（北広島市役所）】

※₁ ユニバーサルデザイン：障がいの有無や年齢、性別、人種などにかかわらず、すべての人々が利用しやすいように製品やサービスや環境をデザインする考え方。

※₂ カラーユニバーサルデザイン：色の見え方の多様性に配慮し、より多くの人に利用しやすい配色を行った施設、サービス、情報などを提供するという考え方。

(3) 多様な利用者への配慮

- ・ 子ども連れの来庁者のために、授乳室やベビーベッド、キッズスペースなどの設置を検討します。
- ・ 各階の適切な位置に衛生的で清潔感のあるトイレを配置します。
- ・ トイレには、オストメイトや車椅子対応の多目的トイレを併設するとともに、子育て世代や高齢者などさまざまな来庁者に対応するため、チャイルドシートや手すりを設置します。
- ・ 簡易型多機能トイレの設置を検討します。
- ・ 利用者の利便性を促進するため、庁舎敷地内へのバスの乗り入れについて検討します。



【多目的トイレ（愛西市HP）】



【キッズスペース（箕面市HP）】

(4) 駐車場

- ・ 車椅子利用者や妊婦、障がい者用の駐車場は、庁舎から出入りしやすい位置に適正な台数分を用意し、雨天時などの利用にも配慮します。
- ・ 市民アンケートにおいて、最も多く要望のあった来庁者用駐車場については、従来のように分断することなく、まとまった区画に一体的に整備を行うとともに、周辺道路への出入りがしやすいような工夫にも配慮します。
- ・ 駐車場は、イベント時などに活用できる多目的エリアとしての整備も検討します。
- ・ 市役所敷地の有効活用に向け、自走式立体駐車場の整備について検討します。



【優先駐車場（岩内町役場）】

3. 防災・セキュリティ機能

(1) 防災機能

災害時における救援活動や復興活動の拠点としての機能強化を図り、市民の安全と安心を確保するため、災害の各段階に応じ、必要な機能を整備します。

また、「防災拠点等となる建築物に係る機能継続ガイドライン」を参考とし、防災機能を検討します。

①災害対策本部機能

- ・ 災害対策の意思決定機関である災害対策本部（部長職以上の対策組織）の本部会議室と、情報の収集、整理、分析を行うための災害対策室を分けるなど、災害対策活動が円滑に行える諸室整備を行います。
- ・ 本部会議室は、市長室、副市長室に近い場所に設置します。
- ・ 災害対策時の国、徳島県、消防署、警察署、自衛隊など外部からの職員の受け入れを考慮しつつ、災害対策要員が集中的に活動できるように十分なスペースを確保します。
- ・ 消防本部との情報共有及び情報伝達の確実性を確保するため、パソコンによる会議システムなどの導入を検討します。
- ・ 新庁舎を耐震性、安全性を有する構造とし、地震時の災害対策本部機能の維持を図ります。
- ・ 非常用発電装置により停電時でも電源が確保され、各関係機関からの情報収集や各対策班との連絡が可能となる通信手段として防災無線、LAN、電話回線などを整備します。



【災害対策本部としても使える会議室のイメージ
(左：呉市HP 右：豊島区HP)】

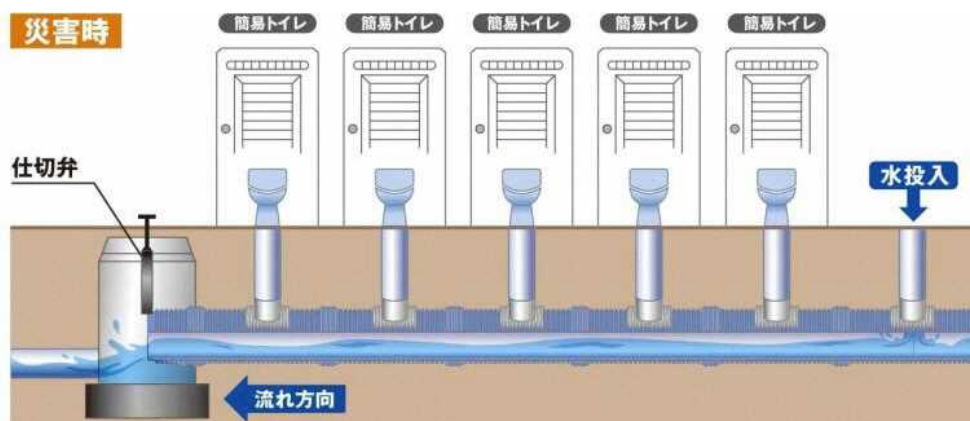
②具体的な対策

- ・ さまざまな資材、物資や消耗品を保管する防災備蓄倉庫の設置を検討します。
- ・ 災害時に防災広場となる庁舎前広場都市緑地の配置とマンホールトイレ※¹の設置を検討します。
- ・ 災害時の利用を想定し、仮眠室にはトイレ、シャワー、風呂の整備を検討します。
- ・ 休憩室や控室や授乳室は救護室として利用を検討します。
- ・ 災害時の利用を想定し、ヘリポート機能の整備についても検討します。

③ライフライン途絶時の対応

- ・ 災害時でも通常業務を継続できる自立性を備えたライフラインを構築するために、電気、給排水、空調、情報などに対するバックアップ機能を導入します。

※1 マンホールトイレ：下水道管路にあるマンホールの上に簡易な便座やパネルを設け、災害時、迅速にトイレ機能を確保するものです。（参考文献：国土交通省HP）



【マンホールトイレ設置イメージ(堺市上下水道局HP)】

(2) セキュリティ機能

庁舎内では、個人情報や行政情報などの重要な情報を取り扱うため、情報の保護及び防犯などのセキュリティ対策を適切に行います。

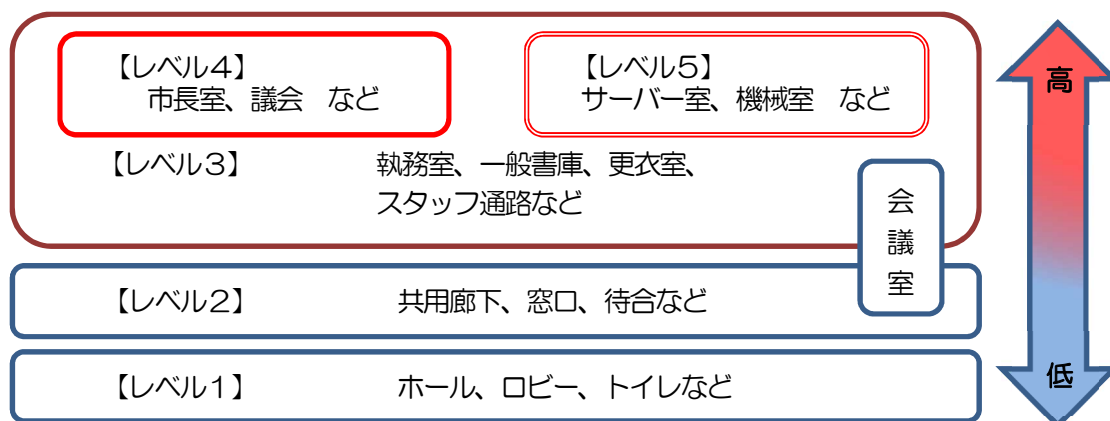
①情報管理と防犯を考慮した施設整備

- ・ 執務室内は職員専用エリアとして位置づけ、職員以外の来庁者などとの対応は、窓口カウンターや執務室外の打ち合せコーナー、会議室などで行うことを基本とします。
- ・ 書庫や倉庫などの諸室は、職員の利便性にも配慮しながら、施錠できる設備を導入します。
- ・ 必要な箇所への防犯カメラなどの設置について検討します。

②セキュリティ対策の強化

- ・ 庁舎内のセキュリティは、重要度に応じた段階的なセキュリティレベルを設定し、ＩＣカードや指紋認証などによる入退室管理の導入について検討します。
- ・ 市民が利用する共用エリアと執務エリアを区分し、適切なセキュリティ対策を講じます。
- ・ 書庫や出力機器類（プリンター、コピー機など）は、個人情報の保護のため、職員以外の目に触れにくいよう、職員専用エリア内に配置します。

〈セキュリティレベルの設定事例〉



【ICカード利用のイメージ(メーカーHP)】



【指紋認証のイメージ(メーカーHP)】

4. 耐震・浸水対策機能

(1) 耐震機能

地震時において、市民が安全に利用できる基本的な機能や設備を維持するため、耐震性能の高い安全な庁舎とします。

①耐震安全性の確保

- ・ 新庁舎の耐震安全性の基準については、国土交通省による「官庁施設の総合耐震計画基準」に準じ、災害応急対策活動に必要な官庁施設として備えるべき耐震安全性を確保します。

＜耐震安全性基準（官庁施設の総合耐震計画基準）出典：国土交通省＞

部位	分類	耐震安全性の目標
構造体	I 類	大地震動後、構造体の補修をすることなく建築物を使用できることを目標とし、人命の安全確保に加えて十分な機能確保が図られている。（重要度係数は1.5）
	II 類	大地震動後、構造体の大きな補修をすることなく建築物を使用できることを目標とし、人命の安全確保に加えて十分な機能確保が図られている。（重要度係数は1.25）
	III 類	大地震動により構造体の部分的な損傷は生じるが、建築物全体の耐力の低下は著しくないことを目標とし、人命の安全確保が図られている。（重要度係数は1.0）
建築非構造部材 ※1	A 類	大地震動後、災害応急対策活動や被災者の受け入れの円滑な実施、または危険物の管理のうえで、支障となる建築非構造部材の損傷、移動などが発生しないことを目標とし、人命の安全確保に加えて十分な機能確保が図られている。
	B 類	大地震動により建築非構造部材の損傷、移動などが発生する場合でも、人命の安全確保と二次災害の防止が図られている。
建築設備 ※2	甲類	大地震動後の人命の安全確保及び二次災害の防止が図られているとともに、大きな補修をすることなく、必要な設備機能を相当期間継続できる。
	乙類	大地震動後の人命の安全確保及び二次災害の防止が図られている。

- ・ 通常の耐震基準では、震度6強の地震に対して倒壊しないような強度が求められています。
- ・ 新庁舎は、防災対策の拠点となる施設であることから、構造体「I 類」、建築非構造部材「A 類」、建築設備「甲類」に相当する性能を持たせる方針とし、十分な耐震安全性を確保します。
- ・ 構造体「I 類」の設定とするため、重要度係数に基づき、通常の耐震基準の1.5倍の構造強度設計を行います。

②構造方式の検討

- ・ 新庁舎における構造形式は、地震の揺れを抑制でき、地震発生時の業務の継続性が高い「免震構造」を基本とし、地質調査などを踏まえ、詳細な検討は基本設計で行います。

※1 建築非構造部材：天井材、照明器具、窓ガラス窓枠、外壁仕上げ材、外壁取付物、屋上設置物、内壁（内装材）、収納棚など。

※2 建築設備：配管、ダクト、ケーブルラック、キュービクル、発電機、ボイラーなど。

(2) 浸水対策機能

水害時に、浸水程度に応じて最低限の機能を維持しつつ、浸水後の早期復旧に配慮した庁舎とします。

①水害レベルの想定

- ・ 洪水ハザードマップや、津波防災地域づくりに関する法律第53条第2項に基づき、徳島県が平成26年3月に公示した、津波による基準水位に基づいた想定を用います。

②施設整備の対策

- ・ 水害レベルに対する施設整備上の対策として、災害対策活動を行う会議室や設備システムなどの上階への設置や電話、放送、受変電設備などの系統の分離を行います。また、電力、通信の予備引き込み設備や配管保護シャフトなどを検討します。
- ・ バリアフリーや周辺環境に配慮しつつ、南海トラフ巨大地震において想定される津波の最大基準水位を考慮し、地盤の嵩上げ、1階部分のピロティ化など、さまざまな工法による対策を基本設計の中で検討します。
- ・ 公用車の浸水対策として、自走式立体駐車場の整備について検討します。

5. フェーズフリー

「フェーズフリー」とは、平常時や災害時などの社会の状態にかかわらず、いずれの状況下においても、適切な生活の質を確保する上で支障となる物理的な障害や、精神的な障壁を取り除くための施策及びそれを実現する概念をいいます。

新庁舎建設にあたっては、防災拠点施設として整備する設備・機能が災害時にのみ、その価値を発揮するのではなく、平常時から来庁者や職員などの利用者の役に立つ、また、平常時に利用する設備・機能が災害時にも役に立つことで防災拠点としての機能をさらに高めるといような、「フェーズフリー」の観点に基づいた庁舎整備を図ります。

具体的には、災害の察知から復旧・復興まで、災害の発生に伴い直面する各段階に対応した機能の整備を検討することとします。

(1) 災害察知・早期警報機能

- ・ 自然の変化や予報・注意報などによって、迫り来る災害を察知し、知らせるとともに、平常時にも市民や職員に資する機能。

自然の光や風を利用することで省エネルギー化を図る一方、自然の変化により災害を察知しやすい環境を整備するなど。

(2) 発生時対応機能

- ・ 突発的に発生する災害に対応し、人的・物的・経済的被害を抑制するとともに、平常時にも市民や市職員に資する機能。

組織変更があっても、「ユニバーサルレイアウト」（23ページを参照のこと）を採用することでオフィスコストの抑制や十分な動線を確保する一方、什器の固定化も可能となることから、地震時の人的被害を未然に防ぐなど。

(3) 被害評価機能

- ・ 災害への対応を迅速かつ適切に行うために、被害の程度を評価・把握できるとともに、平常時にも市民や職員に資する機能。

天井や壁に、設備機器や配管のメンテナンスや更新に必要な点検口などを適切に設けることで、日常のメンテナンスが容易になる一方、災害発生後の建物・設備の被害状況が掴みやすく、必要な対応策の把握・修繕も容易になるなど。

(4) 災害対応機能

- ・ 被災者の救命・救助・救援活動や、2次災害を防止できるとともに、平常時にも市民や職員に資する機能。

休憩室や相談室、授乳室を適切に設けることで、来庁者や市職員の利便性を向上させる一方、災害発生時には救護室などとしても活用できるなど。

(5) 復旧・復興機能

- ・ 地域や社会が日常に戻るまでの復旧・復興を支えるとともに、平常時にも市民や職員に資する機能。

計画敷地内の一部に緑地を確保することで、来庁者が憩いを感じられるようになる一方、災害発生後には、災害廃棄物の仮置場として活用するなど。

6. 情報発信・交流機能

情報発信スペースやフリー（交流）スペースを設置し、来庁者の利便性の向上を図ります。

（１）情報発信スペース

- ・ デジタルサイネージを設置するなど、市政情報や観光情報の発信を行います。
- ・ 交流スペースに市民が気軽にパソコンを利用して市民情報を取得することができる情報端末の設置を検討します。
- ・ 市の施策やイベントのパネル展示、行政資料などを提供するコーナーの設置を検討します。



【情報発信スペースイメージ（左：秋田市HP 右：立川市HP）】

（２）交流スペース

- ・ 休日には市民が憩う多目的スペースとして開放し、また、必要時には間仕切ることによって会議室として利用できる空間の設置を検討します。
- ・ 市民が自由に打ち合わせや待合の時間を過ごすことができるフリー（交流）スペースの設置を検討します。
- ・ 臨時の事務や小規模のイベント（ロビーコンサートなど）、協働の取り組みなど、多目的に利用できる可変性を持った空間構成や設備について検討します。
- ・ 市民活動の発表の場としての市民ギャラリーについて、整備を検討します。
- ・ 来庁者が気軽に立ち寄り、利用できるカフェコーナー（ドリンクコーナー含む）などの設置について検討します。
- ・ 自然や木のぬくもりを感じさせるなど、親しみやすくかつ利用しやすい空間デザインに配慮します。
- ・ 来庁者の利便施設として、ＡＴＭコーナーを利用しやすい場所に設置します。
- ・ 来庁者がつどい、交流が生まれるように、計画敷地内の一部に緑地帯を確保するなど、屋外空間の有効活用について検討します。
- ・ フリーWi-Fi環境を整備することで、来庁者が観光情報などを入手しやすい環境づくりを行います。



【左：第九の里コンサート（市HP） 右：ウチノ海公園ひな祭り（市HP）】



【左：うずっこタウン（市HP） 右：交流スペースイメージ（茅ヶ崎市）】



【交流スペースイメージ（甲府市）】

7. 議会機能

議会機能については、市の議決機関としての独立性を考慮するとともに、効率的な議会運営に対応できるよう整備します。

(1) 議会フロア

- ・ 議会機能は1つのフロアに集約し、新庁舎の上層階への配置を基本として検討します。
- ・ 議場や委員会室などの議会関連諸室の動線に配慮するとともに、セキュリティ機能を整備します。

(2) 議場

- ・ 議場の配置形式については、多角的に検討します。
- ・ 将来の議席数の変動にも対応できる設備とします。
- ・ 本会議のモニター中継など、情報発信環境の整備について検討します。
- ・ 議場内の床形状については、バリアフリーにも配慮した設備とします。
- ・ 傍聴席は車椅子に対応できるようにするなど、障がい者などに配慮した設備とします。



【車イス用スペースがある傍聴席イメージ（龍ケ崎市HP）】



【バリアフリーのイメージ（飯塚市HP）】

(3) 議会関連諸室

- ・ 議会関連諸室は、正副議長室、議会応接室、議員控室、委員会室、議会図書室、議会事務局など必要な規模や機能を検討し、整備します。
- ・ 各諸室は必要に応じ、防音対策、プライバシーの確保などに配慮した設備とします。
- ・ 議員控室は、将来の必要面積の変動にも対応できるように可動間仕切りの設置を検討します。
- ・ 議会事務局は、来訪者への対応や議員、職員の打合せにも利用できる執務スペースを確保します。

8. 執務機能

職員が将来にわたり、効率的効果的に業務を行うことができる執務空間とします。

(1) 執務能率の向上

- ・ 情報管理やプライバシーへの配慮が必要な所属を除き、部や課ごとに間仕切りするような執務室の個室化や細分化を原則行わず、見渡しの良いオープンなフロア構成とします。
- ・ 執務室は、適切な奥行きと空間を確保し、スペース効率の良い設計とします。
- ・ 執務室に隣接して、相談室や打合わせコーナーを適切に配置します。
- ・ 職員が効率的に行政サービスを提供できるよう、ゆとりあるスペースを確保します。
- ・ 適正な労働環境の確保と効率的な業務のためリフレッシュルームの設置を検討します。
- ・ 更衣室は集約し、効率的な配置とします。
- ・ 職員が24時間体制で災害対策に従事できる仮眠室やシャワー室などの設置を検討します。



【リフレッシュルームのイメージ(左：青梅市HP 右：西予市HP)】



【休憩室のイメージ(左：太子町HP 右：呉市)】

(2) 柔軟性・変換性の確保

- ・ 執務室は、組織見直しなどに柔軟に対応するため、机のレイアウトを変更せずに「人」「書類」の移動のみで対応可能なユニバーサルレイアウト※1の導入を検討します。
- ・ 会議室は、利用規模や用途に合わせて柔軟に空間を変えることができるよう、必要に応じ可動間仕切りなどを採用します。
- ・ 書庫は、将来を想定した書類収納計画のもとに配置を行います。



【オープンプロアのイメージ(志摩市HP)】



【執務室のイメージ(青梅市HP)】

(3) スペースのコンパクト化

- ・ 書庫、倉庫などの業務支援諸室やコピー機、プリンターなどのOA機器を集約配置します。
- ・ 書庫は、集密書架などスペース効率の良い設備を導入します。
- ・ 文書管理の基準や運用を見直し、保管保存文書量の削減に努めます。



【書庫・倉庫のイメージ(吉野川市)】



【書庫・倉庫のイメージ(大仙市HP)】

(4) ICT化・IoT化への対応

- ・ OAフロア※2を採用し、OA機器やその他の通信、情報処理装置を機能的に配置できるよう、配線スペースを確保します。
- ・ 会議などで液晶ディスプレイやプロジェクターが容易に利用できるよう、費用対効果を見極めながら会議室のICT※3化、IoT※4化を検討します。
- ・ ペーパーレス化を目指した電子決裁システムの導入や、ノートパソコンへの切り替え、電子会議にも対応した設備の導入を検討します。
- ・ AI（人工知能）などの活用による、一部の窓口業務や事務作業における事務負担の省力化や人件費の軽減を目指し、実証実験の実施などについて検討します。



【OAフロアのイメージ(長門市HP)】



【会議室のイメージ(武雄市HP)】

(5) 快適で安全な執務空間

- ・ レイアウトの工夫などにより、適切な明るさを確保した執務空間を整備します。
- ・ 災害時の避難経路については、通路空間の確保を優先したレイアウトとし、必要に応じてロッカーなどの固定化を図ることで地震時にも安全に避難できるよう整備します。

※1 ユニバーサルレイアウト：部門構成に依存せずに机の構成や配置を均一に設定し、物を動かさずに人が動いてレイアウトを変更する机配置のこと。

※2 OAフロア：床を二重にすることで、床下に電源や通信用のケーブルなどを収納し、床上の机やOA機器などの配置に影響されずに配線することができる床構造のこと。

※3 ICT：「Information and Communication Technology（情報通信技術）」の略で、情報・通信に関する技術の総称。主に通信技術を活用したコミュニケーションのこと。

※4 IoT：「Internet of Things（モノのインターネット）」の略で、センサーと通信機能が

組み込まれた「モノ」が、インターネットを通じてあらゆる「モノ」と繋がり、互いの情報、機能を補完し、共生し合うことで相互に制御する仕組みのこと。

9. ライフサイクルコスト削減

新庁舎建設にあたっては、建築物の長寿命化、維持管理費用、修繕や更新費用などのライフサイクルコスト※1の削減に考慮した経済効率の高い庁舎を目指します。

(1) 建築物の長寿命化

- ・ 柱、梁、床などの構造体の高耐久化を図るとともに、屋上の防水や外壁などの修繕が容易に行えるよう配慮します。
- ・ 内装材、外装材及び防水材については、耐久性の高い材料や修繕、更新が容易な一般普及品などを積極的に採用します。

(2) 柔軟性・変性の確保

- ・ 改修や利用変更に対応できる柔軟性を確保するため、費用対効果を見極めながら、可動間仕切壁の採用、床荷重や階高の余裕度設定などを検討します。
- ・ 建築設備システムは、余裕度を見込んだ機器容量の設定のほか、機器の増設を考慮したスペースやシステムとします。

(3) 保全更新時の作業性への配慮

- ・ 配管、配線、ダクトスペースは、点検や保守などが容易に行えるよう配慮して設置します。
- ・ 窓、外壁、設備機器などの清掃、点検や保守に必要な設備機器を設置します。
- ・ 冷暖房、給排水、電気設備などのゾーニングや系統分けの細分化などにより、執務形態の変更への対応や機器更新時の作業性に配慮します。
- ・ 機器搬入路の確保などにより、設備機器などの更新が経済的かつ容易に行えるよう配慮します。



【余裕のある機械室（岩内町役場）】



【機器の増設を考慮した電気室（岩内町役場）】

※1 ライフサイクルコスト：建築物などの費用を、初期建設費（イニシャルコスト）と、光熱水費、保全費、改修費、更新費など（ランニングコスト）を合わせ、建築物などにかかる費用をトータルして考えたもの。

10. 環境負荷の低減

地球環境への影響を最小限に抑えるよう、環境負荷低減策について積極的に取り組んでいくため、国が推進する環境配慮型官庁施設（グリーン庁舎）※¹やネットゼロエネルギービル（ZEB）※²の実現を目指すこととします。また、自然エネルギーの活用や省エネルギー化の推進などの検討にあたっては費用対効果を比較検証しながら、本市に適した手法を導入します。

※1 環境配慮型官庁施設（グリーン庁舎）：

- ・ 国土交通省が推進するグリーン庁舎とは、建築物のライフサイクルを通して環境負荷の低減に配慮し、日本の建築分野における環境保全対策の規範となる「環境負荷低減に配慮した官庁施設」のこと。

※2 ネットゼロエネルギービル（ZEB）：

- ・ 建物の運用段階でのエネルギー消費量を、省エネルギー化や再生可能エネルギーの利用を通して削減し、正味（ネット）でゼロ、又はおおむねゼロに近づける建築物のこと。
- ・ 経済産業省では「2020年までに新築公共建築物などで、2030年までに新築建築物の平均でZEBを実現することを目指す」とする政策目標が設定されている。
- ・ 「創るエネルギー」技術の代表的なものとして、太陽光発電、風力発電、地中熱利用などがある。また、省エネルギー技術のうち負荷削減としては、断熱性能の向上、自然エネルギー利用としては、自然採光や換気、機器の高効率化によるものとしては、LEDや照明制御、熱源機や変圧器などがある。



（１）自然エネルギーの有効活用

- ・ 費用対効果を見極めながら、太陽光発電設備の設置や地中熱利用など、再生可能エネルギーの活用を検討します。
- ・ 敷地内の屋外照明については、太陽電池を利用した設備の設置を検討します。
- ・ 自然換気や自然採光の採り入れに配慮します。
- ・ 雨水貯留槽によるトイレの洗浄や植栽への散水などの雨水利用について検討します。

（２）省エネルギー化の推進

- ・ 照明は、ＬＥＤ照明の導入や人感センサーによる点灯システム、調光システムを必要に応じて採用するとともに、冷暖房設備についても、省エネ効果の高い設備の導入を検討します。
- ・ エネルギー使用量の推移データを記録できる「見える化」を行い、適切なエネルギーマネジメントを行える仕組みを検討します。



【太陽光発電（平川市HP）】



【「見える化モニター」のイメージ】

（３）エネルギー損失の低減環境への負荷低減

- ・ 建築物の向き、室の配置などについて配慮し、外壁を通した熱負荷の低減を努めます。
- ・ 断熱性の高い工法資材の採用などにより、躯体を通した熱負荷の低減を努めます。
- ・ 室内で発生した熱や汚染物質の拡散を抑制し、空調換気量の低減を努めます。
- ・ 断熱効果に優れる工法の採用や高性能断熱材、高性能ガラスなどの導入を検討します。
- ・ 温室効果ガスの排出量を抑制するため、ＬＥＤ照明、高効率給湯機や節水型トイレなどの低炭素製品を積極的な採用を検討します。

（４）エコマテリアル木材の利用

- ・ 内装などに利用する材料は、エコマテリアル（環境負荷の少ない素材）の使用を検討します。
- ・ 「徳島県県産材利用促進条例」に基づき、木材などによる内装の木質化を検討します。
- ・ 部分的な更新が容易となるように、分解が容易な材料、モジュール材料などの採用に努めます。

1.1. 周辺環境との調和・歴史の継承

- ・ 「なると環境プラン2004」で掲げられている「水辺と街道によって心と緑をつなげる歴史文化が薫るまち」に基づき、歴史文化的な景観に配慮した庁舎づくりを行います。
- ・ 新庁舎では、周辺環境などと調和した親しみのあるデザインを検討します。
- ・ 周辺には文化会館や健康福祉交流センター（旧勤労青少年ホーム、旧老人福祉センター）など、建築家故増田友也氏が設計した貴重な近代建築が残されています。新庁舎では、地域の歴史的文脈に配慮し、これらの公共建築と調和した施設整備、環境整備を行います。



【撫養川親水公園】



【トリーデなると】



【撫養街道】

第5章 施設計画

1. 庁舎の規模

新庁舎の規模を算定するためには、新庁舎に配置する部署の検討が必要です。下表に新庁舎への集約を検討する庁舎施設などの概要を整理します。

名 称	① 現本庁舎	② 保険棟	③ 共済会館	④分庁舎 (教育委員会棟)
建 築 年	昭和38年 (築55年)	平成3年 (築27年)	昭和48年 (築45年)	昭和59年 (築34年)
耐震性能	なし (I s値0.47)	あり (耐震診断未実施)	なし (I s値0.28)	あり (耐震診断未実施)
延 面 積	4,312.00㎡	649.90㎡	1,769.30㎡	1,121.31㎡
階 数	3	2	3	2
構 造	RC	軽量S	RC	RC
標準耐用年数	60年 (～平成35年)	40年 (～平成43年)	60年 (～平成45年)	60年 (～平成56年)
入居部署	企画総務部(情報化推進室を除く)、市民環境部(環境局を除く)、福祉事務所、会計課、議会事務局、阿波銀行出張所、法務局出張所	保険課、長寿介護課	情報化推進室、人権推進課、経済建設部(公園緑地課及び経済局を除く)、職員組合	教育委員会、監査委員事務局
入居職員数 (特別職・非正規含む)※2	196人	47人	57人	50人
駐 車 場	公用車用	75台		7台
	来庁者用	108台(利用者の少ない共済会館南側駐車場を除く)		10台
	職員用	(①～⑤合計)文化会館北側駐車場:220台/新池駐車場:30台※1		

名称	⑤ うすしお会館	⑥ 水道会館	⑦ 旧堀部邸	⑧ 旧鳴門簡裁
建築年	昭和59年 (築34年)	昭和58年 (築35年)	昭和42年 (築51年)	昭和39年 (築54年)
耐震性能	あり (耐震診断未実施)	あり (耐震診断未実施)	なし (耐震診断未実施)	なし (耐震診断未実施)
延面積	2,139. 52㎡ (他用途部分を除く)	1,865. 23㎡	132. 61㎡	287. 04㎡
階数	5 (3・5階は他用途)	3	2	2
構造	SRC	RC	RC	RC・軽量S
標準耐用年数	60年 (～平成56年)	60年 (～平成55年)	60年 (～平成39年)	60年 (～平成36年)
入居部署	経済局、選挙管理委員会事務局	水道企画課、水道事業課	—	—
入居職員数 (特別職・非正規含む) ※2	36人	19人	—	—
駐車場	公用車用	9台	16台	—
	来庁者用	20台	4台	—
	職員用	※1	30台	—

名称	⑨ 立岩倉庫	⑩ 旧教育委員会棟	備考
建築年	昭和49年 (築44年)	昭和54年 (築39年)	延面積： (本庁舎含む) 14,472.91㎡
耐震性能	なし (耐震診断未実施)	なし (耐震診断未実施)	延面積： (本庁舎含まない) 10,160.91㎡
延面積	864. 00㎡	1,332. 00㎡	入居職員数： 443人※2
階数	2	4	※2 : ①～⑥の合計405人に、健康福祉交流センターやクリーンセンター、ウチノ海公園に事務所を置く健康増進課や環境政策課、公園緑地課38人を含む
構造	S	RC	
標準耐用年数	60年 (～平成46年)	60年 (～平成51年)	
入居部署	—	—	
入居職員数 (特別職・非正規含む) ※2	—	—	公用車用駐車場： 107台 来庁者用駐車場： 142台 職員用駐車場： 280台 計： 529台
駐車場	公用車用	—	(※周辺有料駐車場利用台数：70台)
	来庁者用	—	
	職員用	—	

(1) 想定規模

新庁舎の規模は、社会情勢や市民ニーズの変化による行政組織などの見直しにも対応できるよう配慮するとともに、庁舎面積のコンパクト化や諸室の効率化、多機能化などの方策により、機能的でコンパクトな庁舎を目指します。

新庁舎の規模は、基本計画において、新庁舎へ配置する職員数の想定などを踏まえ、①総務省の基準「起債許可標準面積算定基準」のほか、②「他都市の事例」に基づく算定方法、③「市町村役場機能緊急保全事業の起債対象経費の考え方」に基づく庁舎面積の算定、④「鳴門市公共施設等総合管理計画」に掲げる基本目標に基づく庁舎面積の算定を参考に検討を行います。

①起債許可標準面積算定基準（総務省）による面積算定

起債許可標準面積算定基準を使用した算定した事務室などの面積は下表のとおりです。

これより、床面積は11,910.1㎡と算出されます。

※他市町村との比較のため、面積は車庫なしで算定しています。

※当該基準には、市民交流や防災機能、福利厚生などに関するスペースは考慮されていません。

室名区分	役職区分	職員数	換算率	換算	基準	必要
		(人)	(基準値)	職員数	面積	面積
①事務室	特別職	5. 0	20. 0	100. 0	職員 1人 当たり 4. 5㎡	450. 0
	部長・次長級	16. 0	9. 0	144. 0		648. 0
	課長級	36. 0	5. 0	180. 0		810. 0
	係長級	145. 0	2. 0	290. 0		1,305. 0
	一般職員 (非正規含む)	241. 0	1. 0	241. 0		1,084. 0
	小計	443. 0		955. 0		
②倉庫		事務室面積 × 13%				558. 7
③会議室・トイレなど		常勤職員数 × 7. 0㎡				3,101. 0
④玄関・ホール・廊下・階段など		各室面積 × 40%				3,182. 9
⑤車庫						除外
⑥議場・委員会控室・控室など		議員定数 × 35. 0㎡＝ 22人 × 35. 0㎡				770. 0
合計						11,910.1
(平成30年6月1日現在の職員数)						

②他の自治体の事例に基づく面積算定

過去10年程度、人口3万～9万人程度の近隣自治体における新庁舎延床面積は下表のとおりです。

これより、床面積は11,990.4㎡（人口当たり）～13,112.8㎡（職員1人当たり）と算出されます。

自治体名	完成年	人口 (人)	職員数 (人)	延面積 (㎡)	職員 1人 当たり 面積 (㎡)	人口 当たり 面積 (㎡/100人)
四万十市 (高知県)	H22	38,000	255	9,500	37.3	25.0
阿波市 (徳島県)	H26	41,000	321	9,500	29.6	23.2
観音寺市 (香川県)	H27	60,000	330	9,500	28.8	15.8
洲本市 (兵庫県)	H29	45,000	344	10,000	29.1	22.2
阿南市 (徳島県)	H29	77,000	535	17,000	31.8	22.1
四国中央市 (愛媛県)	H30	90,000	438	13,000	29.7	14.4
香南市 (高知県)	H32予定	33,000	306	7,800	25.5	23.6
坂出市 (香川県)	H32予定	54,000	220	6,100	27.7	11.3
三好市 (徳島県)	H34予定	29,000	300	8,500	26.7	27.6
平均					29.6	20.6
鳴門市 (徳島県)		58,206	443	11,990.4 (人口当たり)	～	13,112.8 (職員1人当たり)

③市町村役場機能緊急保全事業の起債対象経費の考え方に基づく庁舎面積の算定

市町村役場機能緊急保全事業の起債対象経費の考え方を下記に整理します。

庁舎建替事業費×標準面積÷新庁舎の面積
 (※標準面積：入居職員数×35.3㎡または、建替前面積のいずれか大きい面積)

ここでいう「入居職員」とは、建替後の庁舎に入居する職員のうち、特別職や非正規雇用を除く一般職員（公営企業会計に属するものを除く。）を示します。

新庁舎への建替えに当たって、現在、職員を配置する本庁舎、保険棟、共済会館、分庁舎、（教育委員会棟）、うずしお会館及び水道会館の6庁舎などを集約すると仮定した場合、起債対象となる入居職員数は以下のとおりとなります。

これより、床面積は10,801.8㎡（306人×35.3㎡）と算出されます。

所属	新庁舎への入居 者総数	起債対象となる 入居職員数	所属	新庁舎への入居 者総数	起債対象となる 入居職員数
企画総務部	106人	81人	企業局	19人	—
市民環境部	57人	44人	教育委員会	46人	37人
健康福祉部	113人	76人	各特別委員会	16人	13人
経済建設部	86人	55人	合計	443人	306人
消防本部	—	—	(平成30年6月現在)		

④「鳴門市公共施設等総合管理計画」に掲げる基本目標に基づく庁舎面積の算定

「鳴門市公共施設等総合管理計画」に掲げる基本目標「今後40年間に公共施設の総延床面積を20%以上削減」の達成に向け、公共施設の建替え集約にあたって遵守すべき延床面積への制約は、以下のとおりです。

- a：公共施設の建替え時には、従来施設から5%以上の延床面積の縮減を図る。
b：公共施設を集約する場合、集約される側の施設に関しては、従来施設から25%以上の延床面積の縮減を図る。

集約する側となる「本庁舎」

$$4,312.00\text{m}^2 \times 0.95 = 4,096.40\text{m}^2 \cdots a$$

集約される側となる「本庁舎」以外

$$\text{計}10,160.91\text{m}^2 \times 0.75 = 7,620.68\text{m}^2 \cdots b$$

$$a+b = 4,096.40\text{m}^2 + 7,620.68\text{m}^2 = 11,717.08\text{m}^2$$

これより、10施設を集約した場合の目標延床面積は約12,000 m^2 となります。

参考：新営一般庁舎面積算定基準（国土交通省）による面積算定

新営一般庁舎面積算定基準を使用した算定した事務室などの面積は下表のとおりです。

これより、床面積は8,057.8㎡と算出されます。

なお、当該基準には、市民課や税務課、福祉部門などの市民窓口に関する面積や防災機能に関する面積などが含まれておらず、来庁者の目的が多岐にわたる市役所等の公共施設にはそぐわないとされていることから、あくまで参考として取り扱うこととします。

※他市町村との比較のため、面積は車庫なしで算定しています。

※当該基準には、市民交流や防災機能、福利厚生などに関するスペースは考慮されていません。

室名区分			職員数 (人)	換算率 (基準値)	換算 職員数 (人)	基準面積 (㎡)	必要面積 (㎡)
役職区分							
① 執務 面積	事務室	特別職	5.0	18.0	90.0	職員1人 あたり 3.63㎡ (3.3㎡× 110%)	326.7
		部長・次長級	16.0	9.0	144.0		522.7
		課長級	36.0	5.0	180.0		653.4
		補佐級	58.0	2.5	145.0		526.4
		係長級	87.0	1.8	156.6		568.5
		一般職員（非正規含む）	241.0	1.0	241.0		874.8
		小　　計	443.0		956.6		3,472.5
② 付 属 面 積	ア 倉庫		事務室面積（10%加算前）× 13% = 956.6 人 × 3.3㎡ × 13%				410.4
	イ 会議室等（大・中・小会議室）		職員100人当たり40㎡・10人増毎4㎡加算 4 × 40 ㎡ + 4 ㎡				164.0
	ウ 電話交換室（交換手休憩室、所要付属室を含む）		換算人員から回線数を求めて算出 換算人員 = 956.6 人 回線数 = 200				68.0
	エ 宿直室（押入れ、踏込共）		1人まで10㎡、1人増毎に3.3㎡加算（2人想定） = 10 ㎡ + 3.3 ㎡				13.3
	カ 湯沸室		6.5㎡～13.0㎡を標準とする				13.0
	キ 受付及び巡視溜		1.65㎡×（人数×1/3）を標準とし、6.5㎡を最小とする（3人想定） = 1.65 ㎡ × 3.0 人 × 1/3				1.65
	ク 便所及び洗面所		全職員数による所要面積（150人以上は0.32㎡/人） = 443 人 × 0.32 ㎡/人				141.8
	ケ 医務室		全職員数による所要面積（400人以上450人未満）				105.0
	コ 売店		全職員150以上に設け、0.085 ㎡/人 = 443 人 × 0.085 ㎡/人				37.7
	サ 食堂及び喫茶店		全職員数による所要面積（400人以上450人未満）				183.0
	シ 理髪店		全職員数による所要面積（290人以上530人未満）				39.0
小　　計						1,176.7	
③ 設 備 関 係 面 積	a 機械室（冷暖房：一般庁舎）		有効面積（①+②）4,649.2 ㎡（3,000㎡以上5,000㎡未満）				547.0
	b 電気室（冷暖房：高圧受電）		有効面積（①+②）4,649.2 ㎡（3,000㎡以上5,000㎡未満）				96.0
	小　　計						643.0
④交通部分（玄関、広間、廊下、階段室等）			室耐等火構造庁舎は上記各面積合計の35%、但し必要に応じて40%可 （①（10%加算前）+②+③）× 0.40 = 4,976.48 ㎡ × 0.40				1,990.6
⑤ 車 庫	ii 運転手詰所		1.65㎡ × 人数 = 1.65 ㎡ × 3人				5.0
	小　　計						5.0
⑥議場、委員会室、控室等			新営基準該当なし：総務省基準に準ずる 議員定数 × 35.0㎡ = 22 人 × 35.0 ㎡				770.0
合　　計							8,057.8

(2) 想定職員数

規模算定に必要な新庁舎に配置する職員数は下記のとおりです。

項目	特別職	部長職	課長職	課長 補佐職	係長職	一般職 (非正規含 む)	職員 計
新庁舎 配置職員 計	5	16	36	58	87	241	443

(3) 規模設定の考え方

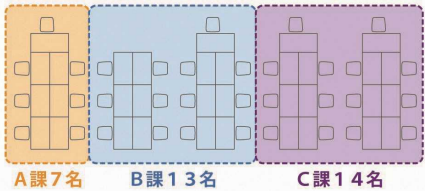
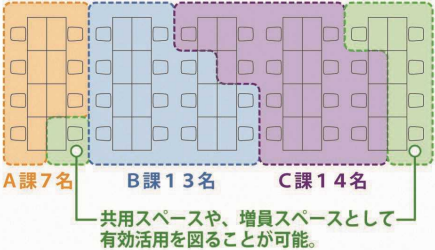
(1) 想定規模①～④及び(2) 想定職員数から、基本計画における新庁舎の想定規模は、おおむね10,000㎡～12,000㎡と想定します。

なお、当該想定規模を踏まえつつ、今後、基本設計と並行して実施するオフィス環境整備業務の成果をもとに、よりコンパクトかつ機能的で、これからの職員の働き方などに沿った庁舎面積の算定を行うこととします。

2. コンパクト化に向けた方策

(1) ユニバーサルレイアウトの導入

執務スペースの効率化を図るためにユニバーサルレイアウトの導入を検討します。

項目	従来型のレイアウト	ユニバーサルレイアウト
レイアウト図	 A課7名 B課13名 C課14名	 A課7名 B課13名 C課14名 共用スペースや、増員スペースとして有効活用を図ることが可能。
「島」構成	原則、課や係ごとに「島」を構成。	課や係を単位とした「島」の構成を原則とするが、人数によっては、課や係が混在する場合がある。
スペースの有効利用	「島」を構成する机の数や位置により、スペースの無駄が生じる。	規則的な配置と固定化により、スペース利用の効率化が図れる。
コミュニケーション	課や係内のコミュニケーションが図りやすい。	課や係内に加えて、課や係を超えたコミュニケーションが図りやすい。

※ユニバーサルレイアウトを採用することにより、建物の形状など条件にもよりますが、執務スペースを10～20%程度削減する効果があるといわれ、最近の新庁舎建設では、多くの自治体で導入されています。

(2) コアスペースの効率化

コアスペース※¹の形成にあたっては、通路など市民が利用するスペースや事務室などの面積をより多く確保するため、できるだけ効率良く配置するよう検討します。

(3) 諸室の効率化多機能化

書庫や倉庫などは、可動書架による収納効率の高い空間を整備します。

休憩室は、労働安全衛生規則に基づき設置し、災害対応などのため宿泊勤務をする職員が仮眠室としても使えるようなつくりを検討します。

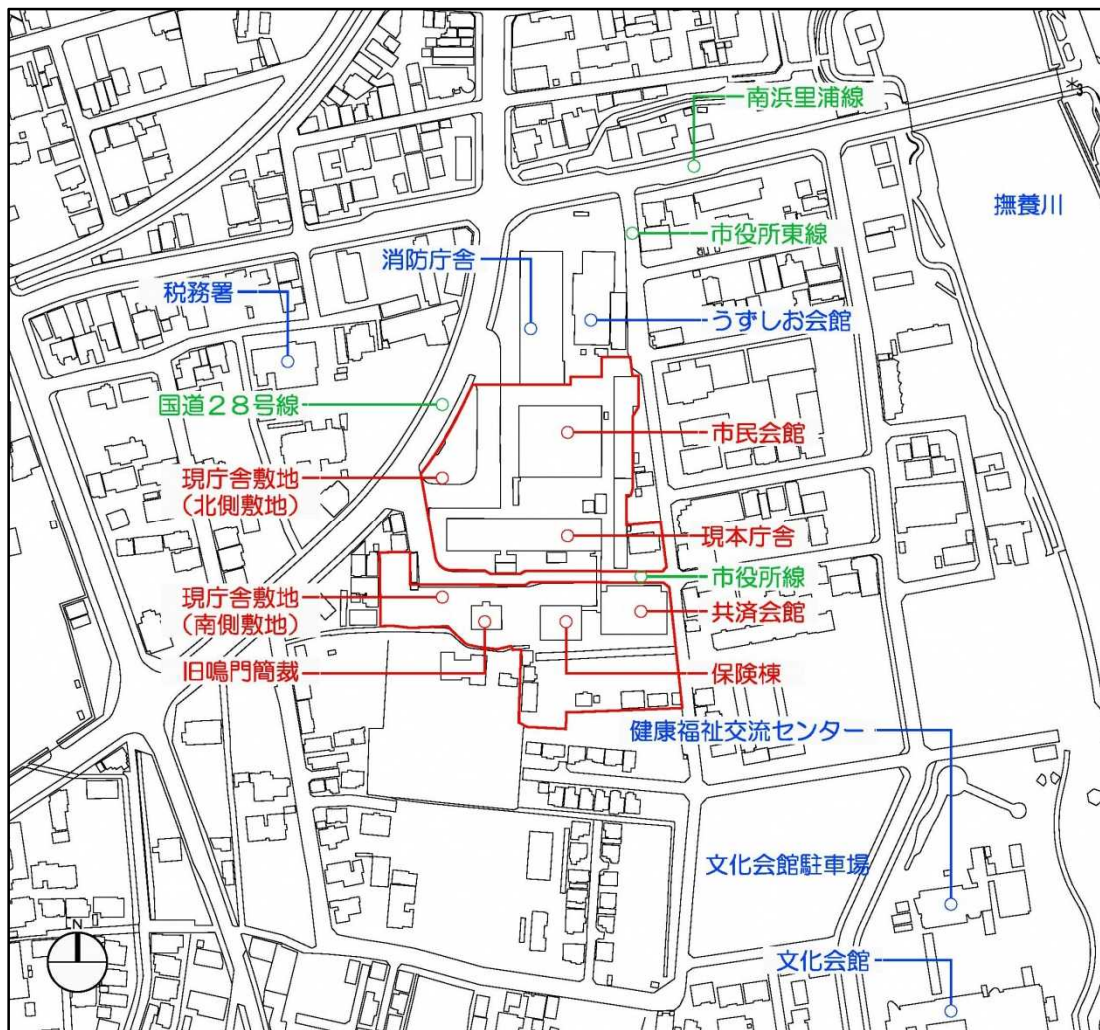
※1 コアスペース：エレベーターや階段などの動線をはじめ、トイレなどの水廻り、設備的要素などを集約させた部分の呼称。

3. 新庁舎の配置計画

消防庁舎や文化会館などの周辺施設との連携に配慮しながら、敷地を最大限に有効利用できるよう配置計画を行います。

(1) 新庁舎の建設位置 【関連資料：資料編7ページ・10ページ】

新庁舎の建設位置は、経済性、利便性、防災拠点安全性、整合性など、さまざまな視点から検討し、市民アンケート結果による市民意向、市民会議並びに鳴門市新庁舎建設基本計画検討委員会（以下「検討委員会」という。）の審議を経て、現本庁舎敷地を新庁舎の建設位置として選定します。



【新庁舎建設位置図】

(2) 計画地の概要

項目	概要
建設場所	鳴門市撫養町南浜字東浜170
敷地面積	約9,900㎡（北側敷地）／約7,300㎡（南側敷地）
用途地域	近隣商業地域／第1種中高層住居専用地域
建ぺい率	80％／60％
容積率	300％／200％
防火地域	建築基準法22条区域
日影規制	－／4m－4時間2.5時間
庁舎建築制限	－／600㎡以下の公益上必要な建築物（市役所）
前面道路幅員	約18m（国道28号線）
その他	－／600㎡以下の公益上必要な建築物（市役所） 津波対策として、地盤の嵩上げなどによる一定の対策を講じる必要がある

(3) 敷地の特性

①現状

現在計画地について、北側敷地においては、現本庁舎、市民会館及び来庁舎用駐車場が配置されており、南側敷地においては、共済会館、保険棟などが配置されています。

また、敷地北側には消防庁舎敷地を挟んで南浜里浦線、西側には国道28号線が位置します。北側敷地と南側敷地の間には市役所線、東側には市役所東線が位置します。

②地盤レベル

計画地の地盤の高さは、北側敷地においては、西側から東側及び北側から南側に勾配が付いており、国道28号線側で30cm程度（東西方向）、消防庁舎側で30cm程度（南北方向）高くなっています。

南側敷地においては、西側から東側及び北側から南側に勾配が付いており、国道28号線側で5cm程度（東西方向）、市役所線側で5cm程度（南北方向）高くなっています。

③周辺環境

計画地北側には消防庁舎やうずしお会館、東側には分庁舎、南側には文化会館や文化会館駐車場、西側には国道28号線を挟んで税務署が立地しています。

各施設との機能上の動線のつながりや連携に富み、災害時における緊急輸送道路に面している。



【敷地周辺図】

(4) 新庁舎の配置・ゾーニング 【関連資料：資料編12ページ】

新庁舎の配置計画にあたり、下記ガイドラインのもと、本庁舎に必要な基本的機能である「庁舎配置」、「駐車場配置」、「動線計画」の3つ、さらに経済性などを重要項目として配置を検討した結果、北側配置（下図案）を基本として設計を進めます。

配置計画ガイドライン

- 新庁舎本体は、東西軸を基本とし、配置を検討する。
- 来庁者用駐車場スペースを130台分、公用車用駐車場スペースを110台分確保する。
- 庁舎前広場スペースの確保を検討する。
- 緑地スペースの確保を検討する。
- 歩車分離を徹底する。
- 地下無しの計画を基本とする。
- 消防庁舎との動線を確保する。
- 津波対策としての地盤の嵩上げなど、さまざまな工法を検討する。

北側配置

現本庁舎敷地の北側に庁舎を配置し、南に第一駐車場、さらに市道を隔てて南側に第二駐車場及び多目的エリアを配置するもの。

① 庁舎配置

- ・ 国道28号線からの視認性は比較的良好。
- ・ 消防庁舎との連携が良好。

② 駐車場配置

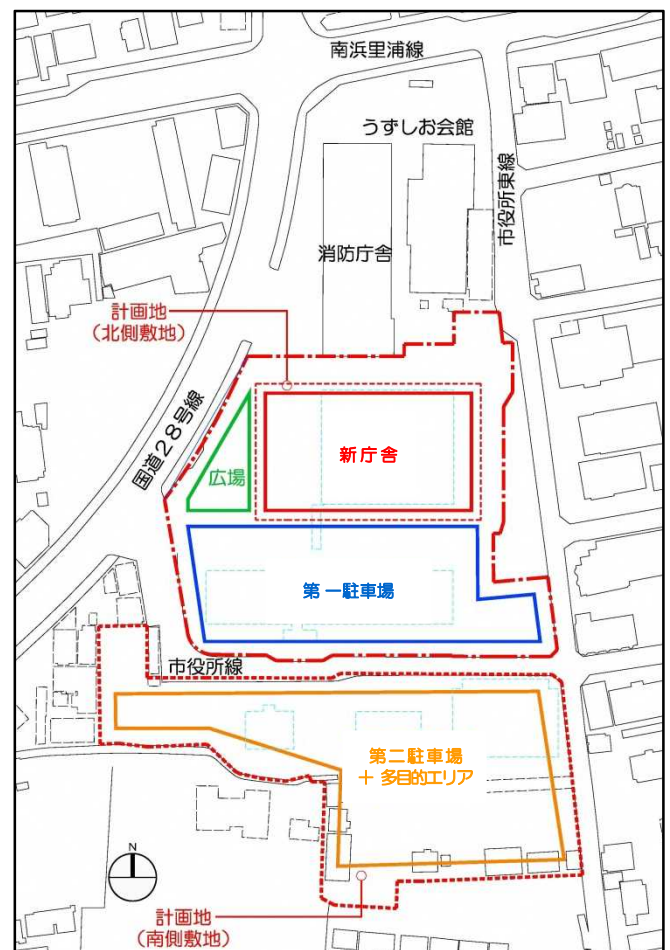
- ・ 駐車場を北側敷地に130台分、南側敷地に110台分をまとめて確保可能。

③ 動線計画

- ・ 歩行者は車両動線と交錯することなく、新庁舎にアプローチ可能。

④ 経済性

- ・ 仮庁舎の建設が不要であり、事業費の圧縮が可能。



【北側配置図】

4. 平面モデル

設計時の平面詳細レイアウトの検討にあたり、一般的な平面計画のパターンを示し、基本となる考え方を次のとおり整理します。

(1) コア（階段エレベータートイレなど）の配置

両端コア	片側コア	中央コア
・コアを短辺両側に集約。 ・奥行の長いフロア空間の確保が可能。 ・一般的に執務ゾーンに柱が必要。	・コアを長辺の片側に集約。 ・比較的大きな無柱空間の執務ゾーンの確保が可能。	・コアを中央に集約。 ・四周に連続する執務空間の確保が可能。 ・ある程度の奥行が必要。

(2) 基本パターン（コア配置と廊下位置の組み合わせ）

	基本パターン	特徴
両端コア		・自治体庁舎で一般的に採用されるタイプ。 ・廊下に沿ってカウンターを設置することで、数多くの窓を確保できる。 ・業務支援諸室（書庫など）をフロア東西に配置するため、執務室と諸室の動線が長くなり、職員の業務効率面で劣る。 ・執務室が2分割され、将来のフロア内の組織、職員数増減への対応の柔軟性が劣る。
片側コア		・執務室を南面に配置するため、執務室に採光を確保しやすい。 ・廊下に面するカウンター周辺は採光に乏しく、来庁者の快適性は劣る。 ・業務支援諸室（書庫など）が廊下の北側に位置し、来庁者と職員の動線が交錯。
片側コア		・南面に廊下があり、カウンター周辺の採光に優れ、来庁者の快適性が高い。 ・執務室と業務支援諸室（書庫など）が隣接するため、動線が短く、職員の業務効率が高い。 ・来庁者と職員の動線の分離が図りやすい。 ・通路面積が増える傾向にあるため、有効スペースを確保する効率的な設計が求められる。
凡例		

5. 階構成

階構成は、市民の利便性や業務効率性、災害時の対応などを考慮し、各階の機能の配置について、次のとおり整理します。

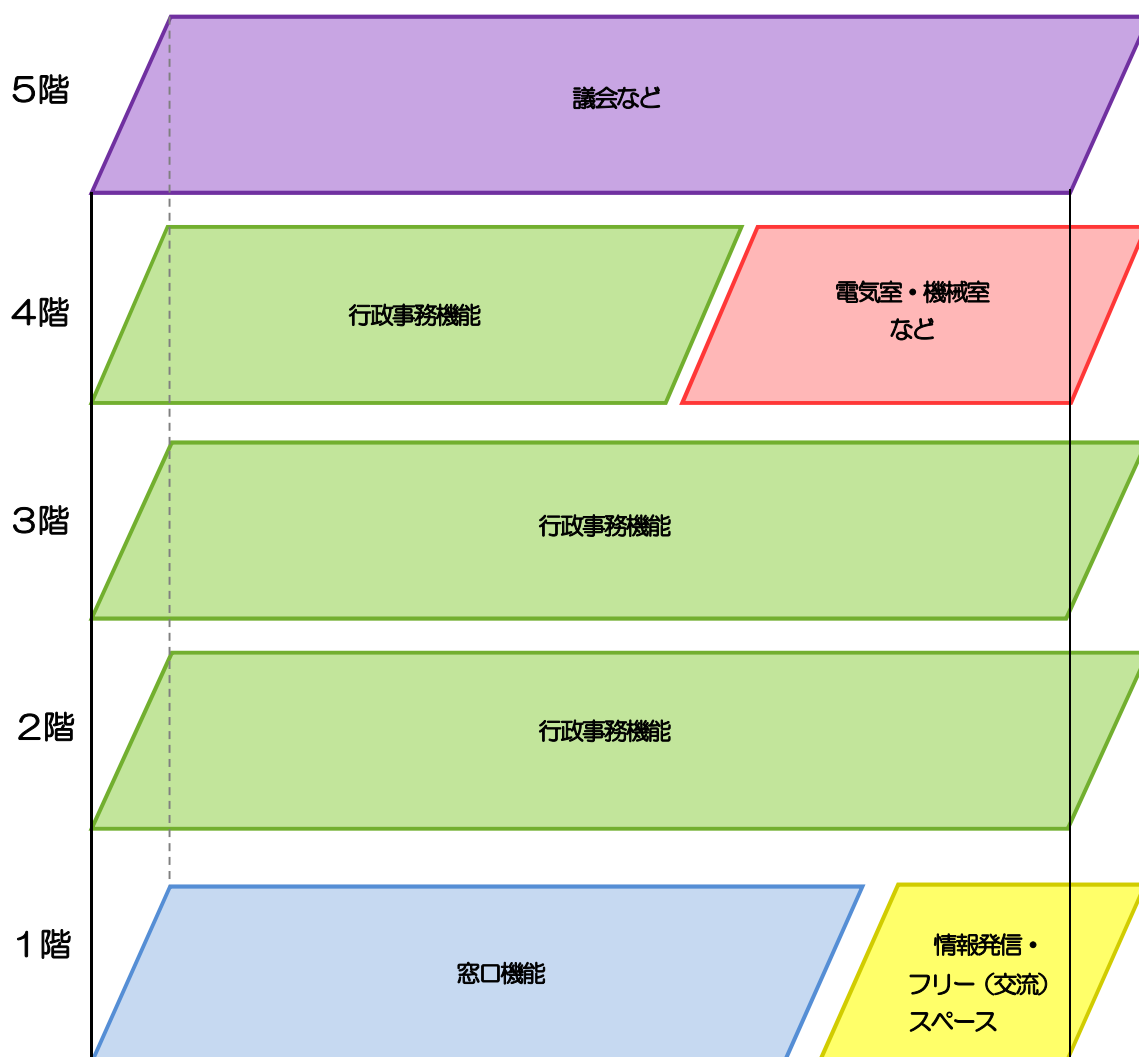
(1) 基本的な考え方

- ・ 低層階には、市民利用の多い部署を配置するとともに、中層階には、部署間の連携などを踏まえて、職員の業務効率や災害時の対応などに配慮した部署を配置することとします。
- ・ 議会機能は、議会の独立性を考慮し高層階へ配置することとします。

(2) 計画方針

次のような案を基本に、配置計画における平面形状なども勘案しつつ基本設計において階構成を決定します。

<例：5階構成とした場合のイメージ>



6. 構造計画

構造計画においては、利用する市民や職員の安全性、施設の耐久性、施工性、経済性などについて十分検討します。

基礎については、基本設計時に建設地の地盤調査を行い、地上部の構造形式、階数を考慮し適切な基礎形式を決定します。

建物の構造種別には、鉄筋コンクリート造（RC造）、鉄骨鉄筋コンクリート造（SRC造）、鉄骨造（S造）といった種類があります。基本設計時に柱スパン、階数、地盤状況などを考慮し、構造種別を決定します。

基本設計段階において、設計条件や要求性能に応じた検討を行い、構造種別を決定します。

項目	鉄筋コンクリート造 (RC造)	鉄骨 鉄筋コンクリート造 (SRC造)	鉄骨造 (S造)
主架構	・耐震壁を含むラーメン架構※1 ・標準スパン10m以下 ・ロングスパン梁にはプレキャスト梁で対応	・耐震壁を含むラーメン架構 ・標準スパン10m～15m	・大スパン構造の構成には極めて有利 ・標準スパン10m～20m ・純ラーメン架構形式が可能
基礎	・建物自重が大きく、基礎に要するコストが高くなる	・建物自重が大きく、基礎に要するコストが高くなる	・比較的建物自重が軽く、基礎に要するコストが低くなる
耐火性	・耐火構造とするのが容易	・耐火構造とするのが容易	・準耐火構造とするのは容易だが、耐火構造とするためには耐火被覆などの工夫が必要
居住性	・遮音性能、防振性能に優れている	・遮音性能、防振性能に優れている	・音、振動などが伝わりやすいので工夫が必要
耐久性（外壁）	・強度、耐久性能に優れる ・性能を維持するためには、仕上材のメンテナンスが必要	・強度、耐久性能に優れる ・性能を維持するためには、仕上材のメンテナンスが必要	・耐久性に優れた外装材の採用が可能 ・性能を維持するためには、外装材の仕上材、継目などのメンテナンスが必要
施工性・工期	・鉄筋、型枠、コンクリート工事などは、比較的煩雑である ・プレキャスト梁採用の場合、多少工期が長くなる場合がある ・冬期間は躯体の品質管理や養生に特段の配慮が必要	・RC造の煩雑さに加え、鉄骨と鉄筋の取り合いなど、おさまりが複雑 ・RC造に比べ鉄骨工事の期間分工期が長くなる ・冬期間は躯体の品質管理や養生に特段の配慮が必要	・工事現場での作業期間が短く、外壁などは乾式工法となるため、工期は比較的短い ・使用する鉄骨部材によっては、発注、製作に長期間必要となる場合がある ・冬期間は通常どおり躯体（鉄骨）工事を行うことができる

第6章 事業計画

1. 事業手法

庁舎建設の事業手法として、主に①設計と施工を分離発注する従来方式、②実施設計と施工を一括で発注するDB1（デザインビルド）方式、③基本設計実施設計と施工を一括で発注するDB2（デザインビルド）方式について、比較を行いました。

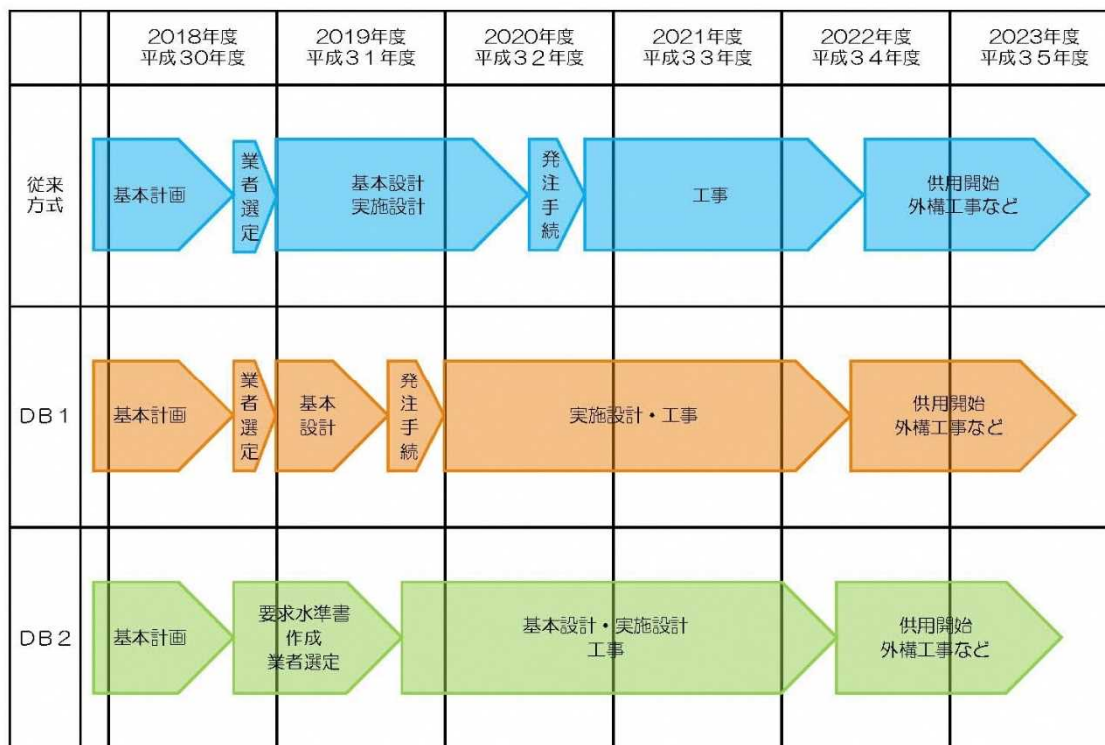
	従来方式	DB1（実施設計以降一括発注）	DB2（基本設計以降一括発注）
施主意向の反映	・分割発注のため、施主意向を詳細に反映させた仕様で発注可能 ・基本設計実施設計期間内において、市民意見の反映など、設計変更が比較的容易 ・物価変動や法改正などの社会環境変化の影響を受けた場合も、柔軟な対応可能	・基本設計は別途発注のため、施主意向を詳細に反映させた仕様で発注可能 ・発注支援業務の重要性が高まる（費用増加期間延長） ・実施設計時の市民意見の反映による設計変更は、工事費用の増額の可能性	・設計、施工を一括で性能発注するため、市民意見を反映させる設計変更は困難 ・発注支援業務の重要性が高まる（費用増加期間延長） ・市民意見の反映による設計変更は、工事費用の増額の可能性
工期	・一般的な設計施工期間 ・慣れている手法のため、段取りがスムーズで、変動リスクも小 ・入札不調の場合、工期が伸びる可能性	・一般的な設計工事期間に加え、発注支援業務や実施設計監修業務などが必要 ・工事発注を設計と並行させることで、工期短縮が可能	・発注支援業務の高度化が求められ、DB1より時間が必要 ・工事発注を設計と並行させることで、工期短縮が可能
コスト	・設計、施工について、プロポーザル方式やVEの採用などにより、一定の民間ノウハウの活用、コスト削減効果が見込まれる ・設計を施主側で行うためコスト管理が容易	・民間事業者のノウハウを活用した設計や、安価な資材労務の調達が可能であったため、コスト削減効果が見込まれる ・契約後の金額変更は、事業者提示価格をベースにした交渉になり、価格の透明性が確保しにくく、その妥当性について協議が難航 ・発注支援業務実施設計監修など工程が増えるため、そのためのコストが必要	・左記DB1の3項目と同様 ・設計期間中に社会環境変化の影響を受けた場合や、設計を進める中で顕在化した市民意見などを反映させる場合、要求水準書の解釈の幅の中で、事業者が提示した設計と施主意向が一致せず、設計の修正が必要となった場合などは、契約済みの工事金額に及ぶため、工事金額の変更リスクが大
評価	○	○	×
	・一般的な市庁舎の建設事業のため妥当な方法	・一般的な市庁舎の建設事業のため妥当な方法	・一般的な市庁舎の建設事業で特殊なノウハウや技術が不要のため必然性が低い

2. 事業スケジュール

新庁舎建設にあたっては、現本庁舎の老朽度や耐震性能など勘察し、有利な地方債などを活用しつつ、早期に事業を進めていく必要があります。

このような状況下、平成32年度を期限とする地方債制度「市町村役場機能緊急保全事業」の活用を基本とし、平成32年度までに工事着手し、できる限り早期の完成を目指し進めて行くこととします。

以上を踏まえた上で、設計に市の意向を十分に反映させることができ、コスト縮減や工期短縮の可能性のある点で優れた「DB1方式」を、新庁舎建設事業の手法として採用します。



※ 「市町村役場機能緊急保全事業」とは、平成29年度の地方債計画において、総務省が従来の「公共施設最適化事業債」への追加事業として示したものの、昭和56年の新耐震基準導入前に建設され、耐震化が未実施の市町村役場庁舎の建替えを促進するために設けられた地方債制度。

事業期間は、平成29年度から32年度までの4年間で、充当率は90%、国の交付金の措置率は22.5%となっています。

【関連資料：資料編14ページ】

なお、PFI方式については、市庁舎の特性上、付帯事業の可能性が低く、経営利益の還元による事業費縮減効果が期待しにくいこと、PFI法に基づいた手続きによる事業期間の長期化、平成29年3月に行ったVFM試算の結果などから、PFI方式は本市庁舎の建設手法としては、効果的ではないと考えられます。

3. 概算事業費及び財源

庁舎建設にあたっては、必要な設備機能などの機能性や効率性を確保することを念頭に、全体事業費の縮減のため、建設工事費の抑制やコスト管理を徹底し、財政負担の軽減に努めます。

(1) 概算事業費

新庁舎の概算事業費は直近の他市事例などを参考として、基本計画時点において以下の金額を見込んでいます。

下表から、近年整備された8,000～15,000㎡の自治体庁舎（免震構造を採用）における㎡当たりの建設工事費は、平成25年以降であれば約440千円/㎡です。

また、近年の建設資材、人件費単価の高騰を加味し、本市の新庁舎建設にあたっての㎡当たりの建設工事費は、450千円/㎡と設定します。

なお、今後の消費税率の変更や、東京オリンピック・パラリンピックを控えての人件費や建築資材費が上昇傾向となっていることなど社会情勢の影響を受けますが、導入予定の機能及び設備の費用対効果などを十分精査し、将来的に多額の財政負担とならないよう事業費の削減に努めます。

庁舎	構造・階数	面積	㎡単価 (円/㎡) 税込
徳島県/阿波市/庁舎	RC造・4階（免震） SRC一部S造・4階（免震）	13,829㎡	346,751
香川県/観音寺市/庁舎	RC造・5階（免震）	9,508㎡	330,578
愛知県/愛西市/統合庁舎	増築S造・4階（免震） 改修RC造・3階	10,344㎡	375,580
愛知県/阿久比町/庁舎	新庁舎・公民館（免震） RC一部S造・4階（8320㎡） 食堂：RC造平屋（230㎡） 倉庫・車庫：S造2階（442㎡）	8,992㎡	457,847
富山県/射水市/庁舎	SRC造・6階（免震）	10,703㎡	550,888
茨城県/稲敷市/庁舎	S造・4階+塔屋1層（免震）	10,372㎡	514,665
千葉県/市川市/第2庁舎	S造・5階（柱頭免震）	10,999㎡	475,106
埼玉県/桶川市/庁舎	S一部SRC、RC、木造・5階 （中間層免震）	9,543㎡	360,113
茨城県/石岡市/庁舎	RC、S造・4階（免震）	9,880㎡	464,739
三重県/伊賀市/庁舎	S造・5階（免震） 付属：S造平屋（286㎡）	14,288㎡	393,212
大分県/宇佐市/庁舎	RC、S造・5階（免震）	12,257㎡	424,696
福岡県/嘉麻市/庁舎	RC、S造・5階（免震）	8,731㎡	492,409
埼玉県/深谷市/庁舎	RC一部S、SRC・4階（免震）	13,298㎡	552,182
平均㎡単価 (円/㎡) 税込			441,444

【近年の庁舎建設事例における本体工事の㎡単価の状況】

区分	金額	説明
建設工事費	54.0～55.0億円程度	新庁舎建設工事費（12,000㎡想定、免震構造）
外構工事費	3.0～3.1億円程度	駐車場整備・植栽整備
解体工事費	4.0～4.1億円程度	既存庁舎撤去費・既設外構撤去費
合計	61.0～62.2億円程度	平成31年10月以降発注予定の項目は、消費税10%で想定して計算
その他	このほか、設計や地質調査、附帯工事（車庫・倉庫など）、備品購入などの経費が見込まれるが、詳細は基本設計以降で試算を行う。	

（2）財源計画

財源計画については、平成32年度までの時限措置である「市町村役場機能緊急保全事業」を最大限活用し、その他の地方債と合わせて財源の平準化を行っていくことを基本としていきます。

区分	金額	説明
地方債	44.5～45.3億円程度	市町村役場機能緊急保全事業
一般財源	16.5～16.9億円程度	庁舎整備基金の活用（平成31年1月現在高 約6.5億円）を含む
合計	61.0～62.2億円程度	市町村役場機能緊急保全事業の活用による国からの交付金の額は11.1～11.3億円程度を見込む 市の実質負担は49.9～50.9億円程度

第7章 新庁舎建設の検討経緯と今後の進め方

1. 検討経緯

本市では、昭和56年の建築基準法の改正以前に建てられた施設が、公共施設全体の約7割を占め、それらの耐震性能確保が長年の課題となっておりました。

しかしながら、本市では平成13年度に財政非常事態宣言を発表するなど、極めて厳しい財政環境に陥っていたこともあり、公共施設の耐震化になかなか手が伸ばせない状況が続きました。その後、平成18年度あたりから、少しずつ市財政にも好転の兆しが見えてきたことから、学校施設の耐震化を最優先に、公共施設の耐震化事業に取り組むこととし、結果、現在までに鳴門市第一中学校校舎の改築工事を除く、すべての学校施設において耐震化が完了させることができました。

一方、現本庁舎は、築55年目を迎え、標準耐用年数である築60年を間近に控えるなど、施設・設備ともに老朽化が進み、平成16年度に実施した耐震診断でも、「地震の震動及び衝撃に対して倒壊し、又は崩壊する危険性がある。」という結果が出るなど、十分な耐震性能を有していない状況です。

こうした現状や、平成28年4月に発生した熊本地震での自治体庁舎の被害状況を踏まえ、平成29年8月に、部長級職員などで構成する「鳴門市庁舎のあり方検討会議」を立ち上げ、本格的な庁舎施設の整備に向けた、資料収集や調査・検討作業を開始しました。

その中で、市内に分散する各種庁舎の集約、早期の耐震性能確保を目指した新庁舎建設を基本路線と定め、「新庁舎建設基本計画」の策定作業に着手することとし、平成30年度には、各分野の専門家などで構成する検討委員会を設置し、基本計画の策定に必要な各種事項について検討しました。

また、無作為に抽出した18歳以上の市民3,000人を対象とした「新庁舎建設基本計画の策定に係る市民アンケート調査」を実施するとともに、公募市民と市内関係団体の関係者で構成するワークショップ形式の「新庁舎建設に関する市民会議」や、市議会議員を対象とした「新庁舎建設に関する議会ワークショップ」を開催するなど、計画策定に向けた様々なご意見を聴取してきました。

こうした中、検討委員会においては、経済性や利便性、防災の観点、市民アンケートの結果などをもとに、新庁舎の建設場所、現本庁舎の存廃、新庁舎建設に係る基本方針・基本理念、新庁舎への導入機能などを中心に議論を行い、その検討を踏まえ、この基本計画をまとめたところです。

2. 新庁舎の建設場所について

新庁舎の建設場所の検討にあたっては、現本庁舎敷地を含む自己用地4箇所や、国・県、民間事業者が所管する土地7箇所について、そのポイントを整理し、市民アンケートなどを踏まえ検討を行いました。

その結果、まず、民間事業者などが所有する土地7箇所については、

- ・事業期間の長期化や、一部を除き用地取得に伴う事業費の増大が想定されること
- ・国の有利な財源の活用や事業完了時期などに未確定要素が多いこと
- ・市民アンケートの結果、約93%の市民が自己用地での建設を望んでいること

などを踏まえ、新たな用地取得を行うメリットは薄く、建設候補地としては適当ではないとして整理を行いました。

次に、自己用地4箇所（現本庁舎敷地、文化会館駐車場敷地、旧衛生センター敷地、うずしおふれあい公園敷地）については、防災拠点・安全性や利便性、経済性、整合性などに関する要素を点数化した上で比較し、

- ・多くの項目で他所よりも高い評価となったこと
- ・市民アンケートの結果、約77%の市民が現本庁舎敷地での建設を望んでいること

などを踏まえ、新庁舎の建設場所としては、現本庁舎敷地が最も望ましいと整理を行いました。

3. 現本庁舎の存廃について 【関連資料：資料編16ページ・19ページ】

現本庁舎の存廃の検討にあたっては、「第2章3. 新庁舎の整備方針」にも記載したとおり、まず、

- ・現本庁舎を改修し、他の庁舎を集約する新庁舎を建設する「2棟体制案」
- ・全6庁舎の機能を集約した新庁舎を建設する「1棟体制案」

について、現本庁舎の現状と課題への対応、防災性や利便性、経済性、早期実現性、現本庁舎の継承、公共施設の総量適正化の点について比較し、

- ・「2棟体制案」では、庁舎施設の集約や施設の老朽化対策など、現在抱えている課題の根本的な解決には至らないこと
- ・「1棟体制案」では地盤の嵩上げなどによる津波浸水対策が可能であるが、「2棟体制案」では、現本庁舎1階部分への津波浸水対策が極めて困難であること
- ・「1棟体制案」における今後20年間のライフサイクルコストが約38億円と、「2棟体制案」よりも8億円程度安価になること

などを踏まえ、防災拠点としての役割やライフサイクルコストの縮減が期待される新庁舎の建設にあたっては、「1棟体制案」が望ましいと整理を行いました。

次に、現本庁舎を庁舎以外の用途で存続させていく可能性については、現本庁舎の建築学的に見た価値や、現本庁舎などを残す場合のメリット／デメリットなどについて検討を行い、その中では、「現本庁舎の活用方策を検討し、まちづくりに生かすべき」というご意見もありましたが、

- ・現本庁舎を庁舎以外の用途として整備・保存していく場合、今後20年間のライフサイクルコストは約21.1億円、年平均にして1.05億円（同様に近代建築として評価を受ける市民会館を含めると約30.7億円、年平均にして約1.53億円）の負担が必要となること
- ・現本庁舎などを起点とした観光振興、活性化策の展開も検討する余地があるものの、その可能性は不透明と言わざるを得ないこと
- ・市民アンケートの結果、多くの市民がコストの抑制を望み、また、現本庁舎が近代建築として評価を受けていることに関心がないとしていること

などから、「現本庁舎などの近代建築としての価値が、市民にとっての価値には至っておらず、これらを存続させていくための負担に、市民の理解が得られない」などのご意見が出され、結果、委員会としては、「現本庁舎などの取り壊しもやむなし」という結論を得ました。

4. 増田建築としての現本庁舎などについて

現本庁舎や市民会館は、島田小学校をはじめとする学校施設や文化会館など、市内19箇所に建設された、故増田友也氏設計の公共建築群の初期施設です。

これらの公共建築群は、人口の増加による行政需要の拡大やポートレース事業の好況などを背景に、昭和30年代後半から昭和50年代にかけて集中的な整備を進めた、本市の公共施設の中でも中心的な役割を担ってきましたが、その中でも、現本庁舎は、55年もの長きにわたり、行政の中心施設として市民に親しまれ、地域の発展を見守り、本市の社会形成に貢献してきたシンボリックな存在です。

また、現本庁舎や市民会館は、戦後の早い時期における故増田友也氏の近代建築に対する思索が反映された、学術的価値を持つ建築物であるといわれており、平成20年には、近代建築の記録と保存を目的とする国際学術組織「DOCOMOMO（ドコモモ）」（本部：フランス）の日本支部が選定する近代建築145選に選ばれています。

検討委員会において、「今後、基本設計を進めていく中で、現本庁舎や市民会館を含む故増田友也氏が設計した市内の19施設の保存・顕彰などについても、並行して検討していく必要がある。」と提言いただいたことを踏まえ、そうした検討も今後行っていくこととします。

5. 今後の進め方

新庁舎の基本設計にあたっては、設計の品質確保や進捗管理、コスト管理を確実にかつ効率的に行うため、「コンストラクション・マネジメント業務」を業務委託し、新庁舎建設事業における費用対効果の最大化を図っていきます。

また、より機能的で効率的な執務環境などを実現するため、設計、施工とは別に、執務室・窓口環境などに関する詳細な調査、計画、設計を行う「オフィス環境整備業務」についても業務委託し、その成果を踏まえ、設計、施工の精度を高めていくこととします。

そのほか、組織機構や事務事業の見直し、業務改革、人材育成など、機能的で効率的な組織体制の整備に向けた取り組みにも注力するとともに、設計、施工業者などの公募・選定結果や設計の内容など、各事業段階において新庁舎建設事業の進捗状況を市民に適切に情報開示することで、市民にとってわかりやすく、より良い庁舎づくりに繋がるよう努めていきます。

資料編

目次

鳴門市新庁舎建設基本計画検討委員会設置要綱	1
鳴門市新庁舎建設基本計画検討委員会の委員構成	3
鳴門市新庁舎建設基本計画検討委員会の開催実績	4
鳴門市新庁舎建設基本計画検討委員会における検討資料	5
1. 新庁舎の整備方針ごとの長所・短所比較	5
2. 建設場所の考察のための整理	7
3. 新庁舎建設に係る建設候補地（自己用地）の比較表	10
4. 新庁舎の配置比較	12
5. 新庁舎建設事業の全体工程（予定）	13
6. P F I 方式に関する検討	14
7. 現本庁舎の存廃に関する考察のための整理	16
8. 庁舎整備に係るライフサイクルコストについて	19
鳴門市庁舎における個別施設計画	24
新庁舎建設に関する市民会議〈第1回〉ワークショッ ^o 議事録	27
新庁舎建設に関する市民会議〈第2回〉ワークショッ ^o 議事録	30
パブリックコメントの結果	34

鳴門市新庁舎建設基本計画検討委員会設置要綱

（設置）

第1条 鳴門市新庁舎建設基本計画（以下「基本計画」という。）の策定にあたり、新庁舎建設に関する事項について専門的な見地から意見を求めることを目的として、鳴門市新庁舎建設基本計画検討委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

（所掌事務）

第2条 委員会は、基本計画の策定に関し、市が指定する事項に対して幅広い視点から検討し意見を述べるものとする。

（委員）

第3条 委員会は、委員8名以内をもって組織する。

2 委員は、学識経験を有する者、新庁舎建設に関する有識者等で市長が必要と認める者をもって充てる。

3 委員の任期は、委員委嘱のときから基本計画策定のときまでとする。

（委員長）

第4条 委員会に委員長を置き、委員の互選によってこれを定める。

2 委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。

3 委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、あらかじめ委員長が指名する委員がその職務を代理する。

（会議）

第5条 委員会の会議（以下「会議」という。）は、必要に応じて委員長が招集し、委員長が議長となる。

2 会議は、委員の過半数が出席しなければこれを開くことができない。

3 委員長が必要と認めたときは、会議に委員以外の関係者の出席を求め、関係事項について説明又は意見を聴くことができる。

（報償）

第6条 委員に対する謝礼は、委員会1回の出席につき5,000円を報償費として支払うものとする。

（庶務）

第7条 委員会の庶務は、総務課において処理する。

（その他）

第8条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が委員会に諮って定める。

附 則

（施行日）

1 この要綱は、平成30年4月16日から施行する。

（会議招集の特例）

2 委員長が不在のときに開かれる会議は、第5条第1項の規定にかかわらず、市長が招集する。

鳴門市新庁舎建設基本計画検討委員会の委員構成

氏 名	所 属	役職名	位置付け
田中 弘之	鳴門教育大学	副学長	委員長
小川 宏樹	徳島大学大学院 理工学研究部 社会基盤デザイン系	教授	—
近藤 明子	四国大学 経営情報学部 メディア情報学科	准教授	—
河村 勝	徳島大学 技術支援部 常三島技術部門 県建築士会バリアフリーデザイン研究会	技術専門職員 代表	—
佐藤 唯行	鳴門市まちづくりアドバイザー スペラディウス株式会社	代表取締役	—
内田 佳孝	株式会社ワークスアプリケーションズ ワークス徳島人工知能 NLP 研究所	所長	—
森 茂代	徳島県建築士会 徳島地域会	—	—
河崎 敏之	徳島県 県民環境部 環境首都課	課長	—

鳴門市新庁舎建設基本計画検討委員会の開催実績

会 議	議 題	開催日時
第1回	① 鳴門市新庁舎建設基本計画検討委員会 設置要綱について ② 鳴門市新庁舎建設基本計画の策定 スケジュールについて ③ 庁舎整備の背景・庁舎の整備手法など について ④ 新庁舎建設の基本的な考え方 ⑤ 建設場所の選定について ⑥ 鳴門市新庁舎建設基本計画の策定に 係る市民アンケートについて	平成30年6月5日(火) 15時30分～
第2回	① 前回会議以降の協議結果等について ② 新庁舎の導入機能について ③ 施設規模の算定などについて ④ 概算事業費の算定について	平成30年7月26日(木) 15時30分～
第3回	① 前回会議の協議結果等 ② 前回会議までの保留事案について ③ 事業手法・事業スケジュールについて	平成30年8月29日(水) 13時30分～
第4回	① 前回会議の協議結果等 ② 前回会議までの保留事案について	平成30年9月21日(金) 18時00分～
第5回	① 前回会議の協議結果等 ② 前回会議までの保留事案について	平成30年10月22日(月) 13時00分～
第6回	① 前回会議の協議結果等 ② 基本計画(素案)について	平成30年11月14日(水) 17時30分～
第7回	① 基本計画(素案)について	平成30年11月25日(日) 13時30分～
第8回	① 「鳴門市新庁舎建設基本計画」策定に 係るパブリックコメントの結果に ついて ② 新庁舎建設バランススコアシートに ついて	平成31年1月22日(火) 18時00分～

1. 新庁舎の整備方針ごとの長所・短所比較

※ 長所・短所については、他の案と比較した場合に、優れている／劣っていると考えられる点を記載している。

比較項目		1案：2棟体制案	2案：1棟体制案
概要		<u>現本庁舎に老朽改修・耐震改修を施す。</u> <u>現本庁舎の周辺に新庁舎（7,500㎡）を建設し、その他庁舎を集約する。</u> 庁舎を2棟体制とする案。	<u>現本庁舎や市民会館等は解体撤去。</u> <u>現本庁舎敷地に新庁舎（12,000㎡）を建設し、すべての庁舎を集約する。</u> 庁舎を1棟体制とする案。
1. 防災性	長所	—	庁舎施設での津波や地震、液状化など、 <u>想定される災害への十分な対策が可能。</u> （地盤の高上げや免震改修、地盤改良など）
	短所	<u>現本庁舎における津波対策は困難</u> であり、津波による浸水被害は免れない。	—
2. 利便性	長所	—	庁舎機能が1棟に集約されることで、 <u>来庁者や市職員の利便性向上が見込まれる。</u>
	短所	庁舎施設が2棟に分散されることで、 <u>来庁者の移動距離増、庁内連携が回りにくいなど、2案に比べ利便性は劣る。</u>	—
3. 経済性（コスト）	長所	—	<u>今後20年間でのLCCは約38.3億円と、1案に比べ約8.1億円程度安価。</u>
	短所	<u>今後20年間でのLCCは約46.3億円と、2案に比べ約8.1億円程度高価。</u> また、現本庁舎南側の敷地に新庁舎を建設する場合、仮設庁舎が必要。	—
4. 早期実現性（工期）	長所	—	仮設庁舎の建設、現本庁舎の改修が必要ない分、 <u>1案に比べ全体工程は短く、早期実現性に優れる。</u>
	短所	現本庁舎南側の敷地に新庁舎を建設する場合、 <u>仮設庁舎が必要となり、また、現本庁舎の改修が必要な分、2案に比べ全体工程が長く、早期実現性に劣る。</u>	—
5. 現本庁舎の継承	長所	<u>近代建築として高い評価を受ける現本庁舎を引き続き現存させることが可能。</u> （半永久的に保存するための対策は不透明）	—
	短所	近代建築としての価値の継承という観点に配慮した改修作業が求められるため、 <u>従来の改修工事に比べ、その難易度は高い。</u>	<u>建物の保存という観点での現本庁舎の継承は困難。</u> 違う形で顕彰を行うことは可能。
6. 公共施設の総量適正化	長所	—	<u>庁舎施設の集約という観点では、最もスリムな形であり、トータルコストの抑制が期待できる。</u>
	短所	庁舎施設を2棟にまで集約するという点では、総量適正化の効果が見込まれるが、 <u>2案に比べると、その効果は少ない。</u>	—

※参考：1棟体制案（現本庁舎等を残す）
<u>現本庁舎に老朽改修・耐震改修を施し、庁舎以外の施設として活用。</u> <u>現本庁舎敷地に新庁舎（12,000㎡）を建設し、すべての庁舎を集約する。</u> 庁舎を1棟体制とする案。
庁舎施設での津波や地震、液状化など、<u>想定される災害への十分な対策が可能。</u>（地盤の嵩上げや免震改修、地盤改良など）
現本庁舎南側の敷地に新庁舎を建設する場合、地盤の嵩上げに伴うスロープ進入路等に課題が残る。
庁舎機能が1棟に集約されることで、<u>来庁者や市職員の利便性向上が見込まれる。</u>
現本庁舎南側の敷地に新庁舎を建設する場合、<u>敷地内での十分な来庁者用駐車場の確保が難しい。</u>
—
<u>今後20年間のLCCは約56.5億円と、2案に比べ約18.3億円程度高価。</u>また、現本庁舎南側の敷地に新庁舎を建設する場合、仮設庁舎が必要。（市民会館は含んでいない）
—
現本庁舎南側の敷地に新庁舎を建設する場合、<u>仮設庁舎が必要となり、また、現本庁舎の改修が必要な分、2案に比べ全体工程が長く、早期実現性に劣る。</u>
<u>近代建築として高い評価を受ける現本庁舎を引き続き現存させることが可能。</u>（半永久的に保存するための対策は不透明）
<u>用途未定のまま、引き続き現存させることは困難。</u>近代建築としての価値の継承という観点に配慮した改修作業が求められるため、<u>従来の改修工事に比べ、その難易度は高い。</u>
—
庁舎施設を1棟に集約するという点では、総量適正化の効果が見込まれるが、<u>用途未定の現本庁舎を残すということで、その効果は少ない。</u>

2. 建設場所の考察のための整理

新庁舎の建設場所に関する考察を行うため、これまでに議論してきた内容、市民アンケート等の結果から、以下のように整理を行います。

1. 民間等所有地について

自己用地	提言のあった民間等所有地	
① 現庁舎敷地 (撫養町南浜)	① 文化会館北側民間駐車場 (撫養町南浜)	⑤ 鳴門駅西側敷地 (撫養町斎田)
② 文化会館駐車場敷地 (撫養町南浜)	② 旧鳴門第一高校敷地 (撫養町南浜)	⑥ 斎田大池西側一帯 (撫養町斎田)
③ 旧衛生センター敷地 (撫養町木津)	③ 旧鳴門テクノスクール敷地 (撫養町木津)	⑦ 市杵島姫神社北側一帯 (撫養町南浜・斎田)
④ うずしおふれあい公園敷地 (撫養町斎田)	④ 鳴門郵便局前敷地 (撫養町斎田)	

既存の自己用地と、新たな用地取得が必要となる民間等所有地について、新庁舎の建設場所として条件を比較した場合、民間等所有地には以下のような課題が挙げられます。

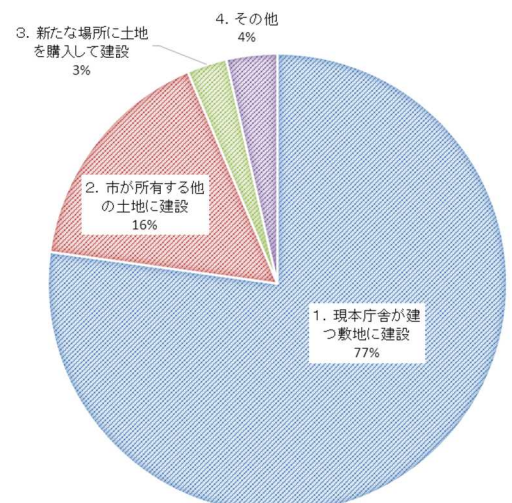
- 用地取得による事業費の増大
- 用地取得に係る事務の煩雑さによる事業期間の長期化 ⇒ 防災安全性の早期実現性に乏しい
(地権者との交渉、境界確定、土地の詳細調査、必要に応じた都市計画変更、購入・交換、アクセス道路等の周辺環境整備など)
- 有利な地方債の期限も含め、事業完了時期などに未確定要素が多い

※市民アンケートの結果では、新たな場所に土地を購入して新庁舎を建設すべきとの意見は、全体の3%であり、一方で、全体の93%が、市有地に建設すべきとの意見であった

こうしたことを踏まえると、

民間等所有地に明らかな優位性がない場合や、自己用地に大きなデメリットがない場合、新たに用地取得を行うメリットは薄いものと
思われます。

市民アンケート【問12】新庁舎の建設場所について

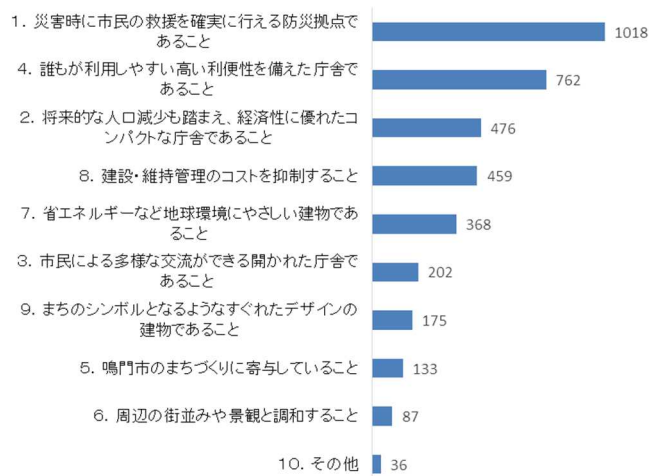


2. 自己用地について

市民アンケートの結果、市民が新庁舎建設にあたって重要視することは、以下の順となっています。

- ① 災害時における防災拠点であること
- ② 高い利便性を備えていること
- ③ 経済性に優れたコンパクトな庁舎
- ④ 建設・維持管理に係るコスト抑制
- ⑤ 地球環境にやさしい建物であること

市民アンケート【問10】新庁舎建設にあたり重要視すること



このことを踏まえ、前述の自己用地4箇所について、評価項目のうち、防災拠点・安全性に傾斜配分を設定した上で、その評価を点数化しました。その結果は以下のとおり。

※ 赤字の箇所は、各項目における最高点を示す。

比較項目	① 現庁舎敷地	② 文化会館駐車場	③ 旧衛生センター敷地	④ うすしおふれあい公園敷地
防災拠点・安全性	4.5点	3.0点	6.0点	3.0点
利便性	4.0点	3.0点	0点	3.0点
経済性	3.0点	3.0点	1.0点	2.0点
整合性	4.0点	3.0点	2.0点	1.0点
合計	15.5点	12.0点	9.0点	9.0点

この結果を見ると、「防災拠点・安全性」の観点からは、③ 旧衛生センター敷地が最も優れているという評価となりました。これは、当該敷地が高台に位置し、液状化や津波浸水による被害を受けないことや、緊急輸送道路からのアクセスも容易であることが要因です。

一方で、「防災拠点・安全性」以外の観点では、① 現庁舎敷地が他所よりも良い評価となっています。これは、当該敷地を市役所の位置としてまちづくりを推進してきた結果によるところが大きく、その結果、アクセス性や他の官公署との距離、用地取得の必要性、既存計画・法令との整合性などで、他所よりも評点が高くなっています。

また、① 現庁舎敷地は、「防災拠点・安全性」の観点においても、緊急輸送道路からのアクセスも容易であることなどから、③ 旧衛生センター敷地に次ぐ評価となっています。

3. まとめ

新庁舎の建設場所を選定するにあたって、自己用地4箇所を「防災拠点安全性」や「利便性」、「経済性」、「整合性」の観点から比較し、その評価を点数化した結果、① 現庁舎敷地が最も高い点数となりました。

また、市民アンケートでは、およそ77%の市民の方が新庁舎の建設場所として、① 現本庁舎敷地を望んでいるという結果になっています。

3. 新庁舎建設に係る建設候補地（自己用地）の比較表

比較項目		傾斜 配分	①現庁舎敷地	②文化会館駐車場
防災拠点・安全性	①地震による影響等	1.5	× 最大震度7（活断層） 既知活断層まで400m（イエローゾーン外） 液状化危険度極めて高い	× 最大震度7（活断層） 既知活断層まで600m（イエローゾーン外） 液状化危険度極めて高い
	②津波・洪水・ため池の決壊による影響等		△ 最大基準水位2.1m 地盤の嵩上げ等による対策が現実的に可能	△ 最大基準水位2.9m 地盤の嵩上げ等による対策が現実的ではない
	③災害発生時・後におけるアクセス性		○ 災害時の緊急輸送道路に直結 （災害瓦礫に対する早期の道路啓開が望める）	△ アクセス道路が2本以上 （アクセス道路が通行不能となった場合も、他のアクセス道路から迂回が望める）
利便性	①駅やバス停からのアクセス性	1.0	○ 鳴門駅から700m バス停（平日6路線、全153便）が隣接	△ 鳴門駅から1km バス停（平日6路線、全153便）から330m
	②他の官公署等からの距離		○ 主な官公署等がすべて約1km以内に立地	○ 主な官公署等がすべて約1km以内に立地
経済性	①用地取得の必要性	1.0	○ 現在の敷地面積：15,500㎡ （別に駐車場用地あり） 従来の職員駐車場、周辺の民間駐車場が活用できるため、新たな用地取得は不要	○ 現在の敷地面積：7,000㎡ （別に駐車場用地あり） 従来の職員駐車場、周辺の民間駐車場は活用できるため、新たな用地取得は不要
	②公共交通体系の見直し・災害対策による事業費拡大		△ 公共交通体系の見直しは不要 液状化対策、津波対策による事業費の増大が見込まれる	△ 公共交通体系の見直しは不要 液状化対策、津波対策による事業費の増大が見込まれる
整合性	①都市計画マスタープランとの整合性	1.0	○ 現庁舎と同位置であるため、整合性あり 将来都市構造上は「にぎわい生活産業拠点」で、土地利用方針場は「業務ゾーン」	△ 将来都市構造上は現庁舎と同じエリアに属するが、土地利用方針上は「住居ゾーン」
	②各種法令との適合性		○ 特殊な法令上の手続きを必要としない	○ 第一種中高層住居専用地域からの用途変更を行うため、都市計画法上の手続きを要する
その他	①建設候補地としての脆弱性（特記事項）		緊急輸送道路に直結している 消防庁舎と隣接している 津波浸水、液状化による被害が想定されている	アクセス道路が市道のみ 津波浸水、液状化による被害が想定されている
	②その他留意事項		行政施設が集約された地域に位置し、市民の利便性が高い	文化会館駐車場と市役所駐車場の間で、日常的な分離が難しく、駐車場の独立性が失われる

上記評価を点数化した場合の比較

○＝2点、△＝1点 ×＝0点とした場合 （21点満点）	15.5点	12.0点
-----------------------------------	-------	-------

比較項目		傾斜 配分	③旧衛生センター敷地		④うすしおふれあい公園敷地	
防災拠点・安全性	①地震による影響等	1.5	△	最大震度6強（活断層） 既知活断層まで330m（イエローゾーン外） 液状化危険度かなり低い （液状化が周辺環境に及ぼす被害は大きいと考えられる）	×	最大震度7（活断層） 既知活断層まで700m（イエローゾーン外） 液状化危険度極めて高い
	②津波・洪水・ため池の決壊による影響等		△	最大基準水位0m （ため池の決壊による想定浸水深0.5～3.0m）	△	最大基準水位2.6m 地盤の嵩上げ等による対策が現実的に可能
	③災害発生時・後におけるアクセス性		○	災害時の緊急輸送道路からのアクセス道路が、津波浸水や土砂災害の想定区域となっていない （災害時にもアクセス性の確保が容易）	△	アクセス道路が2本以上 （アクセス道路が通行不能となった場合も、他のアクセス道路から迂回が望める）
利便性	①駅やバス停からのアクセス性	1.0	×	教会前駅から1km バス停（平日2路線、全44便）から940m	○	鳴門駅から700m バス停（平日3路線、全62便）が隣接
	②他の官公署等からの距離		×	主な官公署等から約3km以上離れている	△	主な官公署等がすべて約2km以内に立地
経済性	①用地取得の必要性	1.0	△	現在の敷地面積：17,800㎡ 職員駐車場を含む駐車場用地の確保には、立体駐車場の整備が必要 なお、周辺で新たに取得できる用地は少ない	○	現在の敷地面積：23,500㎡ 新たな用地取得は不要 ただし、周辺で新たに取得できる用地は少なく、都市公園機能を近隣で確保するならば、新たな用地取得が必要
	②公共交通体系の見直し・災害対策による事業費拡大		×	公共交通体系の見直し、ため池浸水対策による事業費の増大が見込まれる	×	公共交通体系の見直し、液状化対策、津波対策による事業費の増大が見込まれる
整合性	①都市計画マスタープランとの整合性	1.0	×	将来都市構造、土地利用方針ともに「指定なし」	△	将来都市構造上は現庁舎と同じエリアに属するが、土地利用方針上は「都市緑地ゾーン」
	②各種法令との適合性		○	都市計画法に規定する開発許可申請を要する 都市計画施設の設定を解除する手続きを要する	×	第一種住居地域からの用途変更を行うため、都市計画法上の手続きを要する 都市公園の廃止に向けた各種手続き、周辺住民等からの理解を得るのに時間を要する
その他	①建設候補地としての脆弱性（特記事項）			緊急輸送道路からのアクセスが容易 アクセス道路が市道のみ 津波浸水、液状化による被害が想定されていない		アクセス道路が市道のみ 津波浸水、液状化による被害が想定されている
	②その他留意事項			災害応急対策、復旧対策時における他機関（応援部隊）の集結候補地となっている 災害廃棄物の集積候補地となっている		都市公園の代替地に関する検討が必要 住宅地に位置するため、周辺環境との調和に配慮が必要

上記評価を点数化した場合の比較

○＝2点、△＝1点 ×＝0点とした場合 （21点満点）	9.0点	9.0点
-----------------------------------	------	------

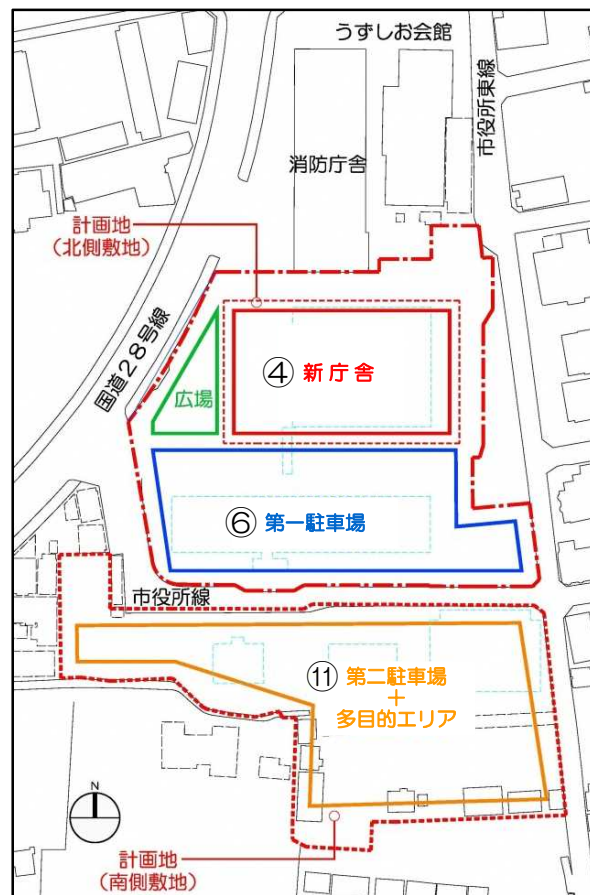
4. 新庁舎の配置比較

	北側配置案	南側配置案
配置図		
階数	地上5階 地下無し	地上6階 地下無し
想定高さ	約23m (地盤の嵩上げは含まない)	約27m (地盤の嵩上げは含まない)
庁舎位置	○ ・国道28号線からの視認性は良好 ・消防庁舎との連携が最も容易	△ ・国道28号線からの視認性は比較的良好 ・消防庁舎と離れた位置となる
駐車場	○ ・来庁者用：130台 ・公用車用：110台 ・多目的エリア確保 ○ ・多目的エリアが公用車用駐車場と一体かつ、文化会館駐車場と近接するので、弾力的な運用が可能	○ ・来庁者用：130台 ・公用車用：110台 ・多目的エリア確保 ○ ・多目的エリアが公用車用駐車場と一体かつ、うずしお会館と近接するので、弾力的な運用が可能
動線計画	○ ・歩車分離が可能	× ・来庁者用駐車場の大半が新庁舎と離れ、市役所線を横断して来庁 ・歩行者動線と車両動線が交錯
経済性	○ ・仮設庁舎が不要であり、事業費の圧縮が可能	× ・共済会館、保険棟の解体撤去に伴う仮設庁舎が必要となることから、事業費が増大する
評価	○	×

5. 新庁舎建設事業の全体工程（予定）



【現状敷地図】



【新庁舎配置図】

1. 【左図】 ①市民会館、②倉庫・車庫、③旧堀部邸を解体撤去する
2. 【右図】 ④新庁舎を建設し、庁舎機能を移転する
3. 【左図】 ⑤現本庁舎を解体撤去する
4. 【右図】 現本庁舎の跡地に、⑥第一駐車場を整備する
5. 【左図】 ⑦旧鳴門簡裁、⑧保険棟、⑨共済会館、⑩倉庫等を解体撤去する
6. 【右図】 保険棟、共済会館等の跡地に、⑪第二駐車場、多目的エリアを整備する

6. PFI方式に関する検討

メリット	デメリット
○ 施設に関わる事業者を一括選定することで、<u>民間事業者が持つノウハウや技術的能力を最大限に活用でき、より柔軟で質の高い公共サービスの提供が期待できるとともに、LCC（ライフサイクルコスト）の縮減に繋がる可能性がある。</u> ○ 設計内容、建設コストを総合的に評価することで、<u>設計の質を確保しながらも建設コスト縮減の可能性</u>がある。 ○ 建設費を含めて運営費や維持管理費を支払うため、事業期間にわたって財政負担を平準化させることができる。 ○ 民間に対して新たな事業機会を生み出すことが期待できる。	◆ 設計、施工、維持管理、資金調達などを仕様書・提案書にすべて盛り込む必要があるため、<u>準備図書の難易度が高く、発注までの負担が非常に大きい。</u> ◆ <u>PFI法に沿った複雑な手続きを要し、事業者選定までの期間が長期化する。</u> ◆ 性能発注であるため、発注後の意向反映が難しい。 ◆ 行政庁舎の特性上、付帯事業の可能性が低く、<u>経営利益の還元による事業費縮減効果が期待しにくい一面がある。</u> ◆ 官民の信用力の差からくる<u>支払利息の増加を見込む必要がある。</u> ◆ 事業の採算性を担保とした融資は、成熟した資金調達手法とはいえず、資金調達が困難になる場合がある。

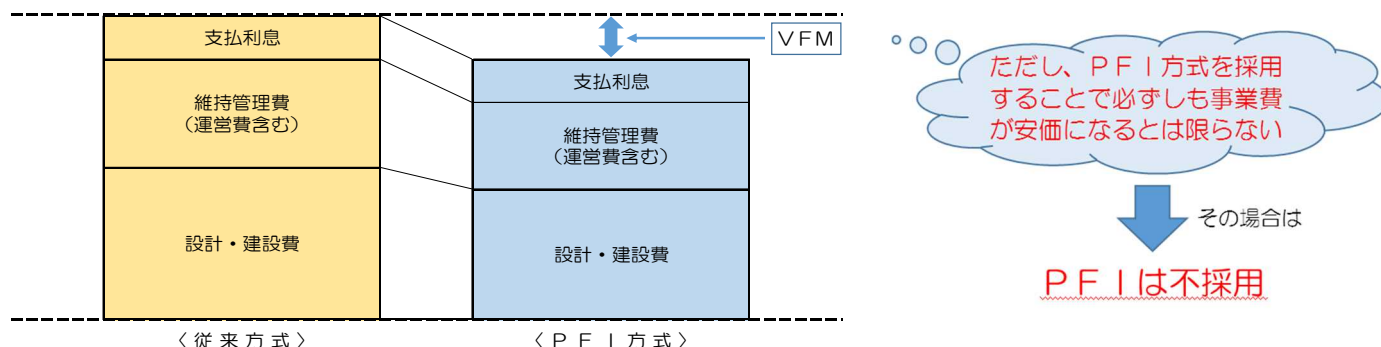
◇ PFI導入の判断基準

PFIを導入するかどうかは、従来方式によるLCCと、PFI方式を採用した場合のLCCとを比較し、どちらが優位かで判断されます。

PFI方式の採用による優位性をVFM（ValueForMoney）といい、同方式を採用した方が支払いに対して価値の高いサービスを提供できると判定された場合に「VFMがある（優位）」ということになります。

VFMは次の計算式により算出します。

$$VFM(\%) = \frac{\text{従来方式によるLCC} - \text{PFI方式によるLCC}}{\text{従来方式によるLCC}} \times 100$$



◇ P F I 導入の課題

⇒ 本事業に関しては、P F I 方式の採用は効果的とはいえない

1. 「P F I だからこそ」というメリットが見いだしにくい

⇒ 行政庁舎の特性上、付帯事業の可能性が低く、経営利益の還元による事業費縮減効果が期待しにくい上、民間事業者が持つノウハウの活用、L C C の削減などのメリットは、他の性能発注方式の採用などでも効果が期待できる。

2. 事業期間が長期化する

⇒ P F I 法に沿った手続きや準備図書の作成には、一般的に、1 ～ 2 年程度の時間を要するため、非常にタイトな期限を持つ財源の活用を目指す場合、P F I 方式の採用は難しい。

3. 平成 29 年 3 月に行った簡易な V F M 試算

⇒ 特定非営利活動法人 日本 P F I ・ P P P 協会に委託し、平成 29 年 3 月に実施した簡易な V F M 試算の結果、P F I 方式を採用した場合に想定される事業費の抑制効果は 1 % 程度という結果が示されている。

7. 現本庁舎の存廃に関する考察のための整理

現本庁舎の存廃に関する考察を行うため、これまでに議論してきた内容、市民アンケート等の結果から、以下のように整理を行います。

1. 現本庁舎の庁舎施設としての継続利用について

新庁舎建設後の庁舎体制については、これまでも、「6行政庁舎の機能を集約した1棟体制案」と、「現本庁舎を改修、継続利用しながら、他の5行政庁舎の機能を集約する2棟体制案」について比較を行ってきましたが、これまでに議論してきた施設規模や概算事業費などを踏まえ、改めて両案におけるライフサイクルコストの整理、比較を行いました。その結果は以下のとおり。

(単位：千円)

比較の視点 【実質負担ベース】	ライフサイクルコスト		備 考
	1案：2棟体制案	2案：1棟体制案	
① 今後40年間 (現本庁舎建替え有り)	8,888,188	<u>7,877,250</u>	2案の方が10.1億円程度安価
② 今後20年間	4,634,031	<u>3,826,625</u>	2案の方が8.1億円程度安価
③【参考】今後40年間 (現本庁舎建替え無し)	8,563,063	<u>7,877,250</u>	2案の方が6.9億円程度安価

この結果を見ると、ライフサイクルコスト、つまり経済性の観点では、「1棟体制案」の方が、「2棟体制案」に比べて優位となります。

また、上記のコスト試算にあたっては、現本庁舎を耐震改修する場合にも、免震構造の採用を前提としています。地震動対策については、それで十分な効果が望めるものと考えられますし、液状化対策についても、薬液の注入などの工法が確立されており、費用の増大は想定されますが、何らかの対策が可能です。

しかしながら、津波浸水対策に関しては、現本庁舎が建つ地盤の嵩上げを行うことは難しく、2.5メートル前後の塀を設置するなどの対策も現実的とはいえません。他の自治体では、庁舎1階部分などには、津波浸水による被害が生じても問題ない機能だけを配置するなどの事例もありますが、市民アンケートの結果にもあるように、防災拠点としての役割を期待される庁舎施設については、津波浸水による被害を限りなく抑制することが期待されていますが、現本庁舎において、それを実現することは困難です。

また、「2棟体制案」では、庁舎が2つに分かれることで、庁舎機能が分断されるため、集約による利便性向上効果も薄れてしまいます。

2. 現本庁舎の価値について

現本庁舎は、島田小学校をはじめとする学校施設や市民会館、文化会館など、市内19箇所に建設された、故増田友也氏の設計による公共建築群の初期施設として完成されました。

これらの建築物は、人口の増加による行政需要の拡大やポートレース事業の好況などを背景に、昭和30年代後半から昭和50年代にかけて集中的な整備を進めた、本市の公共施設の中でも中心的な役割を担ってきましたが、特に、現本庁舎については、55年もの長きにわたり、行政の中心施設として市民に親しまれ、地域の発展を見守り、本市の社会形成に貢献してきたシンボリック的存在であります。

また、現本庁舎は、戦後の早い時期における故増田友也氏の近代建築に対する思索が反映された、学術的価値を持つ建築物であるといわれており、平成20年には、近代建築の記録と保存を目的とする国際学術組織「DOCOMOMO（ドコモモ）」（本部：フランス）の日本支部が選定する近代建築145選に選ばれています。

3. 現本庁舎の庁舎施設以外としての利用について

1. での整理結果から、今後、もし現本庁舎を保存、利用していく場合、それは庁舎以外での利用を見出していくことになるものと考えられます。

市では、平成28年度末に策定した「鳴門市公共施設等総合管理計画」では、限りある財源の中でも、将来世代に必要な機能、必要な施設を健全な状態で、確実に引継いでいくことを目標に、今後のインフラ施設をはじめとする公共施設等の大量更新時代に向け、施設総量の最適化などの取組みを推進していくこととしています。

そうした中、現本庁舎のように、施設・設備ともに老朽化が進み、耐震性能も不足している施設に何億円もの財源を投入し、今後数十年使用すると判断するためには、市民ニーズに沿った目的を持った施設であることが前提となります。

市でも、このことについて検討は行いましたが、現時点で現庁舎の活用方法に関するビジョンは見出せていないというのが実情であり、現本庁舎をこのまま残した場合、現庁舎敷地の土地利用において、今後、一体的、有効的な土地利用をしようとする際の大きな支障となることも予想されます。

現本庁舎が持つ価値は認めるところではありますが、そうした中、現本庁舎を残すという判断をするには市民の理解が必要不可欠となります。しかしながら、市民アンケートの結果などを踏まえれば、現本庁舎を残すということは困難であると考えられます。

※ 参考

現本庁舎及び市民会館について、老朽化対策、耐震改修（免震構造ではなく一般的な耐震構造を採用）を施し、今後20年間保持した場合のライフサイクルコストは以下のとおりです。

【実質負担ベース】

（単位：千円）

施設名称	建設費		② 運用管理費	③ 解体費	ライフサイクルコスト （今後20年間） ①+②+③
		① 20年コスト			
① 現本庁舎	1,185,000	1,185,000	921,000	—	2,106,000
② 市民会館	457,600	457,600	506,000	—	963,600

※ 「運用管理費」は、「平成17年 建築物のライフサイクルコスト（国土交通省大臣官房官庁営繕部 監修）」に基づき算出した。

※ ①建設費のうち、耐震改修費用について、地方債「緊急防災・減災事業債」を活用することを想定した。

8. 庁舎整備に係るライフサイクルコストについて

1. ライフサイクルコストの整理

第1回鳴門市新庁舎建設基本計画検討委員会において、庁舎の建設・改修を見込んだ今後40年間のトータルコストを試算・提示したところでありますが、

- ① 新庁舎建設にあたっての㎡当たりの建設工事費：450千円/㎡
- ② ランニングコスト（点検・清掃・保安・光熱水費等の日常の維持管理費）

を考慮し、本市庁舎に係るライフサイクルコスト（建設費＋運用管理費＋解体費）を整理することとしました。

2. 比較する案

ここでは、以下の2案についてライフサイクルコストの比較を行うこととします。

○「1案：2棟体制案」

現本庁舎に耐震改修、長寿命化改修を施し、引き続き庁舎として活用するとともに、その他の行政庁舎（5施設）の機能を集約した新庁舎（7,500㎡）を建設する案

○「2案：1棟体制案」

すべての行政庁舎（6施設）の機能を集約した新庁舎（12,000㎡）を建設する案

3. ライフサイクルコストの比較

上記2案について、以下の各視点からライフサイクルコストの比較を行うと、次のような結果となりました。（各比較の具体的な内容は次ページ以降に記載。）

- ① 今後40年間（築後80年経過時に現本庁舎を建替える場合）
- ② 今後20年間

※【参考】 今後40年間（築後80年経過後も現本庁舎を使用し続ける場合）

（単位：千円）

比較の視点 【実質負担ベース】	ライフサイクルコスト		備 考
	1案：2棟体制案	2案：1棟体制案	
① 今後40年間 （現本庁舎建替え有り）	8,888,188	7,877,250	2案の方が10.1億円程度安価
② 今後20年間	4,634,031	3,826,625	2案の方が8.1億円程度安価
③【参考】 今後40年間 （現本庁舎建替え無し）	8,563,063	7,877,250	2案の方が6.9億円程度安価

① 今後40年間に係るライフサイクルコストの比較

【築後80年経過時に現本庁舎を建替える場合】

「鳴門市公共施設等総合管理計画」では、公共施設等（インフラ施設を含む）の維持に必要な更新・改修費用や、それに充当可能な財源を示しており、持続可能性に配慮した施設総量の最適化、ライフサイクルコストの縮減等を目標に掲げています。

このことを踏まえ、今後40年間のライフサイクルコストを、1・2両案について試算、比較すると、次のような結果となりました。なお、現本庁舎については、一般的に鉄筋コンクリート造建築物における耐用年数の限界といわれる、築後80年を経過する時点で建替えを行うものと仮定しています。

【事業費ベース】

(単位：千円)

整備方針	建設費		② 運用管理費	③ 解体費	ライフサイクルコスト (今後40年間) ①+②+③
		① 40年コスト			
1案：2棟体制案	7,725,000	4,316,875	5,123,000	430,000	9,869,875
2案：1棟体制案	5,740,000	2,870,000	5,124,000	430,000	8,424,000

「1棟体制案」の方が「2棟体制案」よりも、14.5億円程度安価となります。

- ※ 「40年間コスト」は、建物の寿命を80年までと仮定し、今後40年間に該当する部分のコストを算出したもの。
- ※ 「運用管理費」は、「平成17年 建築物のライフサイクルコスト（国土交通省大臣官房官庁営繕部 監修）」に基づき算出した。（以下も同様）

また、有利な財源を活用した場合の実質負担額では、次のような結果となります。

【実質負担ベース】

(単位：千円)

整備方針	建設費		② 運用管理費	③ 解体費	ライフサイクルコスト (今後40年間) ①+②+③
		① 40年コスト			
1案：2棟体制案	6,363,625	3,335,188	5,123,000	430,000	8,888,188
2案：1棟体制案	4,646,500	2,323,250	5,124,000	430,000	7,877,250

この結果、有利な財源を活用しても、今後40年間のライフサイクルコストは、「1棟体制案」の方が「2棟体制案」よりも、10.1億円程度安価となりました。

- ※ 建設費（新築）に係る有利な財源は、現在示されている期限以降は継続しないことを前提とする。
- ※ 1・2両案のうち、建設費（新築）には、地方債「市町村役場機能緊急保全事業」を、建設費（免震構造の採用費）には、地方債「緊急防災・減災事業債」を活用することを想定した。（以下も同様）

② 今後20年間に係るライフサイクルコストの比較

前述のとおり、現本庁舎のような鉄筋コンクリート造の建築物では、一般的に築後80年が耐用年数の限界といわれています。

現に、平成16年度に実施した中性化試験の結果、現本庁舎1階部分では中性化がかなり進行し、庁内のいたる箇所ですみ雨漏りが生じるなど、現本庁舎の躯体を支えるコンクリートは、健全な状態にあるとはいえない状況です。

このことを踏まえ、現本庁舎が築後80年を迎える、20年後までの間のライフサイクルコストを、1・2両案について試算、比較すると、次のような結果となりました。

【事業費ベース】

(単位：千円)

整備方針	建設費		② 運用管理費	③ 解体費	ライフサイクルコスト (今後20年間) ①+②+③
		① 20年コスト			
1案： 2棟体制案	5,572,500	2,881,875	2,394,000	150,000	5,425,875
2案： 1棟体制案	5,740,000	1,435,000	2,235,000	430,000	4,100,000

「1棟体制案」の方が「2棟体制案」よりも、13.3億円程度安価となります。

また、有利な財源を活用した場合の実質負担額では、次のような結果となります。

【実質負担ベース】

(単位：千円)

整備方針	建設費		② 運用管理費	③ 解体費	ライフサイクルコスト (今後20年間) ①+②+③
		① 20年コスト			
1案： 2棟体制案	4,211,125	2,090,031	2,394,000	150,000	4,634,031
2案： 1棟体制案	4,646,500	1,161,625	2,235,000	430,000	3,826,625

この結果、有利な財源を活用しても、今後20年間のライフサイクルコストは、「1棟体制案」の方が「2棟体制案」よりも、8.1億円程度安価となりました。

【参考】 今後40年間に係るライフサイクルコストの比較

【築後80年経過後も現本庁舎を使用し続ける場合】

3. ①では、現本庁舎を築後80年が経過する時点で建替えることとし、ライフサイクルコストを試算しましたが、築後80年を超えても、何らかの方法で現本庁舎を維持していくことができたとした場合（現実的といえるものではありませんが）、そのライフサイクルコストはどうなるのかという観点から、今後40年間のライフサイクルコストを、1・2両案について試算、比較すると、次のような結果となりました。

なお、現本庁舎の維持・保存にあたって、本来必要となるであろう特別な処置に係る経費については不明であるため、特別な費用計上は行っておりません。

【事業費ベース】

（単位：千円）

整備方針	建設費		② 運用管理費	③ 解体費	ライフサイクルコスト （今後40年間） ①+②+③
		① 40年コスト			
1案： 2棟体制案	5,492,813	3,738,906	5,616,000	150,000	9,504,906
2案： 1棟体制案	5,740,000	2,870,000	5,124,000	430,000	8,424,000

「1棟体制案」の方が「2棟体制案」よりも、10.8億円程度安価となります

また、有利な財源を活用した場合の実質負担額では、次のような結果となります。

【実質負担ベース】

（単位：千円）

整備方針	建設費		② 運用管理費	③ 解体費	ライフサイクルコスト （今後40年間） ①+②+③
		① 40年コスト			
1案： 新棟+改修案	4,211,125	2,797,063	5,616,000	150,000	8,563,063
2案： 建替え案	4,646,500	2,323,250	5,124,000	430,000	7,877,250

この結果、有利な財源を活用しても、今後40年間のライフサイクルコストは、「1棟体制案」の方が「2棟体制案」よりも、6.9億円程度安価となりました。

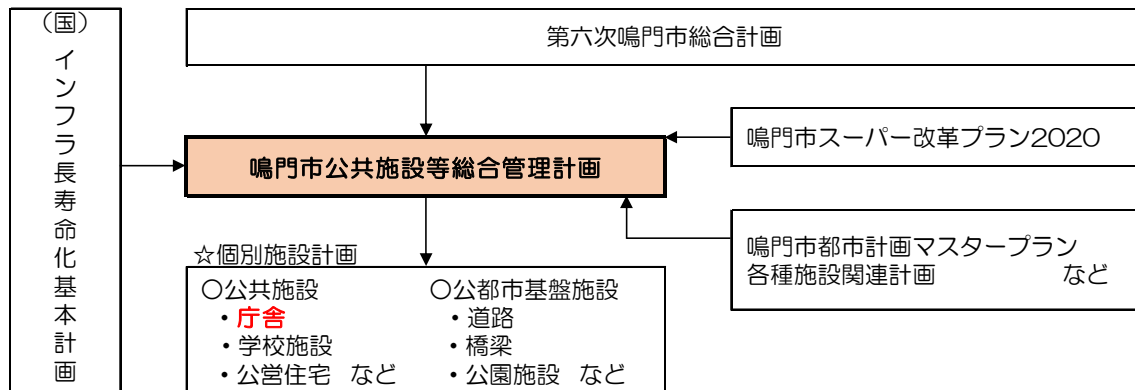
4. まとめ

様々な視点から、「2棟体制案」と「1棟体制案」におけるライフサイクルコストを試算、比較しましたが、およそどのケースにおいても、6～10億円以上「1棟体制案」の方が安価になるという結果となりました。

鳴門市庁舎における個別施設計画

1. 計画の位置づけ

本計画は、平成29年3月に策定した「鳴門市公共施設等総合管理計画」を上位計画とした、国のインフラ長寿命化基本計画に基づく個別施設計画に位置づけられます。



2. 対象施設

対象施設は、「鳴門市公共施設等総合管理計画」における行政系施設（庁舎等）のうち、「本庁舎」とします。

なお、同施設分類に位置づけられている「共済会館」、「保険棟」、「旧鳴門簡裁」、「旧堀部邸」については、新庁舎の建設に伴う解体撤去を予定しているため、また、「分庁舎」、「うずしお会館」、「水道会館」、「旧教育委員会棟」、「立岩倉庫」については、新庁舎への機能集約後における施設の活用を含め、今後策定する個別施設計画の中で方向性を検討していくこととするため、本計画では対象外とします。

3. 計画期間

計画期間は、上位計画である「鳴門市公共施設等総合管理計画」の計画期間と合わせ、平成30年（2018年）度から平成38年（2026年）度とします。

なお、施設の更新等を長期的視点で捉えるため、計画対象期間についても「鳴門市公共施設等総合管理計画」に合わせ、平成30年（2018年）度から平成68年（2056年）度とし、また、計画期間中においても、「鳴門市公共施設等総合管理計画」の見直しなどにより、適宜柔軟に本計画の見直しを行うこととします。

4. 対策の優先順位の考え方

本庁舎は、市民の生活を守り、支える役割を担うなど、市政全般にわたる拠点施設ですが、建築から55年が経過し、施設・設備ともに老朽化が進む中、耐震性能の不足やバリアフリーへの対応、庁舎の分散、狭あい化など、様々な課題を抱えており、鉄筋コンクリート造建築物の標準耐用年数である築後60年目を目前に、早急な対応が求められています。

5. 個別施設の状態等

市民の生命と財産、生活を守る役割を担う本庁舎は、大規模災害時においても、防災災害対応拠点として、その機能を維持し、復旧・復興に向けた業務を継続できるだけの安全性能を確保しておく必要があります。

しかし、本庁舎は、平成16年度に実施した耐震診断において、 I_s 値が0.47、「地震の震動及び衝撃に対して倒壊し、または崩壊する危険性がある」という結果が出ているなど、南海トラフ地震防災対策推進地域に指定される本市の拠点施設として、その安全性能に大きな課題を抱えています。

※ 本庁舎は、国土交通省による「官庁施設の総合耐震計画基準」に準じ、災害応急対策活動に必要な官庁施設として備えるべき耐震安全性を確保するため、通常の耐震性能である I_s 値0.6の1.5倍にあたる I_s 値0.9以上が求められています。

6. 対策内容と実施時期

(1) 対策内容

「4. 対策の優先順位の考え方」及び「5. 個別施設の状態等」において述べたように、本庁舎は様々な課題を抱えており、応急措置的対応では根本的な解決が困難な状況となっています。

本庁舎が抱える課題の解決はもとより、第六次鳴門市総合計画に掲げる本市の将来都市像「結びあう絆が創る 笑顔と魅力うずまく鳴門」の実現を目指し、新庁舎の建設を早急に進めていきます。

(2) 実施時期

新庁舎建設に係る事業スケジュールは、以下のとおりです。平成31年（2019年）度に基本設計を策定し、その後、実施設計・施工の一括発注（DB1）方式により建設工事を行い、平成34年（2022年）度からの供用開始を目指します。

なお、一部解体工事や外構工事などは、平成34年（2022年）度以降に実施する予定で、新庁舎建設後は、「鳴門市公共施設等総合管理計画」に掲げた予防保全型の維持管理を行います。



7. 対策費用

計画対象期間内（平成30年（2018年）度から平成68年（2056年）度）における対策費用（概算）は以下のとおりです。

対策費用の算出にあたって、新庁舎建設事業費は、「鳴門市新庁舎建設基本計画」本編第6章3. 概算事業費及び財源に掲げる新庁舎建設の概算事業費を、その他の費用については、「平成17年 建築物のライフサイクルコスト（国土交通省大臣官房官庁営繕部 監修）」を参考としています。

なお、新庁舎建設後の対策費用については、時期を見て実際の費用をもとに算出し、見直しを行う予定です。

（単位：千円）

施設名称	H30(2018)～ H33(2021)	新庁舎建設 事業費	H34(2022)～ H68(2056)	合計
本庁舎	101,727	6,220,000	4,085,861	10,407,588

※ このほか、設計や地質調査、附帯工事（車庫・倉庫など）、備品購入などの経費が見込まれますが、詳細は基本設計以降で試算を行うこととしています。

新庁舎建設に関する市民会議〈第1回〉
ワークショップ議事録

平成30年7月16日（月）午後14時00分～
鳴門市うずしお会館2階第1会議室

班編成（五十音順、敬称略）

【1班】

コーディネーター：梶原 真、補助員：大川 誠
参加者：飯田 満、池田 梅一、小川 泰範、小黒 孝義、高田 博子

【2班】

コーディネーター：藤田 邦和、補助員：伊庭 英樹
参加者：立本 利博、濱田 淳子、益岡 道義、松下 周平

【3班】

コーディネーター：榎 恭志郎（大建設計）、補助員：小川 真澄
参加者：藍野 洋三、齋藤 忠恒、手塚 任、脇 景子

【4班】

コーディネーター：若森 正樹（大建設計）、補助員：向 航大
参加者：佐々木 宏樹、谷添 敦子、田村 嘉啓、中岸 敏昭

【5班】

コーディネーター：西端 賢一（大建設計）、補助員：西岡 敬太
参加者：戸田 浅夫、平松 芳健、三浦 森次、山田 佳世

新庁舎建設に関する市民会議〈第1回〉で出された意見【まとめ】

	1 班	2 班	3 班	4 班	5 班
利便性	- 高齢者に配慮した庁舎 - 可能な限りのバリアフリーにしてみたい。 - 利用しやすい庁舎、ワンストップサービス。	- 高齢者、子ども達に優しい施設。 - サービスが分散せず、集中している。 - 空間の広い、使い勝手。 - IT化、電子化の取り入れ。	- スイッチひとつで投票。 - 駐車場欲しい。 - 情報インターネッで対応できる。 - 市役所来やすく。 - 行き場所が分かる。 - 職員が働きやすい。 - 行きたい場所が自動で分かる。	外国人・県外人にやさしい案内、表示施設。	- バリアフリー（高齢者、障害者、妊産婦に優しい）手すり、スロープ、階段の高さ。 - ユニバーサルデザインへの対応。 - 各課が分かりやすいように。 - 老人や障害者の方が出入りや使用しやすい建て方。
防災	- 防災拠点としての庁舎。 - 防災拠点としての機能を十分に備えた庁舎。 - 現庁舎の場所は液状化しないのか？ - 旧衛生センターが新庁舎の立地場所に望ましい。	- 地盤対策もしっかり。 - 絶対安心できる庁舎。 - 市民が安心して集える場所。（防災含む）	- 軽い庁舎（構造的に）。 - 前震（ゴム免震）。 - 津波に強い。 - 雨対策。 - 電気は地下。	- 南海地震時等、災害に強い建物。 - 災害時の支援物資、ボランティア受入を考慮。	- 庁舎を高い場所に。 - 過去に水没していない高台。（地震、津波、土砂災害に耐えられる場所） - 阿南市役所では地盤にあり、雨でも大丈夫。 - 防災拠点。 - 災害に強い。 - 災害にあってでも自家発電ができる。 - 耐震化されていない庁舎、市民会館、文化会館、勤労者体育センターも一体化して、策定して欲しい。
魅力発信	- 鳴門を感じる庁舎。 - 何をPR、市の売りにするか。 - 歴史、文化を展示する資料がない。 - 鳴門、ドイツ、第九、特色ある点。 - イメージカラー：茶色orコスモス（ドイツ（第九）、青（海） - 地下を水族館にする。	- 発信力の強化。 - 船券を買えるようにする。 - 市民が自慢できる市役所。 - 鳴門を世界へ発信できる庁舎。 - 奇抜でもいい自慢できる庁舎。 - 東京も大阪も2時間で行ける便利さをアピール。	—	—	—
経済性	- 多施設を一ヶ所に集約して、総コストを下げる努力が必要。 - 新市役所は一ヶ所に集約してほしい。	予算の中で建てられるものを建てるべき。	お金のつかからないように。	- 人口5万人の小都市の市役所。 - 将来の人口減を考慮した規模の建物。 - コストを削減した庁舎。 - 安い税負担（軽自動車税等）。 - ITは知って莫大なお金がかかる。 - 人件費削減は購買力を下げる。 - 特徴は不要。	- 稼げる庁舎。 - 貸し駐車場。 - コンパウトで機能的。 - リース方式で建設費をなくす。 - 維持費のあまりかからない。 - 低層階を貸し、ショッピングモールに。 - 名前を貸し出すネーミングライツ。 - モータープールを使用して貸し出し。 - 建設費は安く。 - 正確な金額を市民に示すように。 - 人口推移を踏まえて、適正な規模。 - リース会社を市民の出資により作る。
施設	- 市民スペースで会議や簡単な調理、ビデオ鑑賞ができるようにしてほしい。 - 市民と職員が交流できるコーヒースタッフ。 - 自然光の利用。 - バックヤードの充実、職員の会話が新しいアイデアが生まれる。 - きれいで、使いやすいトイレ。	- 市議会の傍聴者が増えるように。 - 市民が集まりやすい場所づくり。 - 集客の要として、中心商店街の近くに市役所を。 - 出来るだけ早く建ててほしい。 - 使いやすい1棟案で。 - 中規模（800名程度）のホール機能。 - ホールの舞台にはせり上りと2つの花道が必要。	- 風景に写る色彩が良い。 - 今の庁舎の色がいい（青）。 - 文化会館、熊鷹川沿い。 - 来てもらえる庁舎。 - 中学の色（白）。 - 目に付くもの。 - 電線は地下。 - 市発信スペース 観光案内。	- 夜間対応（子供の救急施設）。 - 駐車場スペース大きく。 - 庁舎内の託児所。 - 公園等、子供が遊べるスペース。	—

	1 班	2 班	3 班	4 班	5 班
建設場所 周辺整備	・駐車場を十分確保する。 ・交通の便が良い所。	—	・新しい道路沿いに建てる。 ・新しいところに活性化。 ・津波、地震>山。 ・どこからでもシンボルが見える。 ・駅に近い方がいい。 ・駅前から黒崎の方。 ・現在地の場合、15階以上。この場所は地盤が低いので。	・分散もOK。 ・分散した方が災害時に強い。 ・分散しても問題が少ない庁舎は分散する。 ・庁舎の集約は機能性重視。 ・ワンストップサービス重要。 ・JF専門線は大切に。 ・防災面、観光面から幹線国道にアクセスの良い所。	・人口が多い場所。 ・市民が利用しやすい場所。 ・市民サービスを提供しやすい場所。 ・自転車道、公共交通機関を整備。 ・新たな公共交通機関を置く。 ・地盤調査をするべき。 ・公共交通機関と連携。 ・路面電車を引く。 ・JF駅と複合施設。 ・レンタルサイクルを。（電気自転車） ・JFを複線にする。
環境	—	—	・新エネルギーの活用。 ・鳴門の水はきれい。	・莫せばゴミ、リフォームすれば宝。 ・太陽光、風力等のエネルギー活用。 ・微生物の方でゴミを資源化、電力化。 ・雑紙回収が進んでいないので、リサイクルセンター機能を持たせて欲しい。 ・上勝のように30品目のゴミの分別回収の拠点に。 ・雑紙回収、分別回収を進める拠点になって欲しい。	・潮流発電。 ・太陽光発電を庁舎に。 ・風力発電、鳴門は風が強い。 ・雨水、日光等、自然エネルギーを使う。 ・農業廃棄物を火力発電に。 ・水力発電。 ・太陽光発電して欲しい。
現庁舎 (増田建築)	—	—	—	・増田建築は壊す。結論は30年後に。 ・古い庁舎を大事に、出来るだけリフォームすべきでないか。 ・文化的価値より機能性重視。	・現庁舎をゲストハウスとして利用する。
その他	—	・パーキンソンの法則どおりにならないように。	・市民会館（公民館）は別がいい。 ・ハローワーク、税務署とめて。 ・銀行。 ・貸し、レンタル。 ・コンビニ	・庁舎内のテナントスペースで費用に当てる。 ・一般利用可能な駐車スペース（有料可）。	・インバウンド対策で宿泊できる庁舎。（ゲストハウス）。 ・インバウンド対策、庁舎の中に宿泊施設を。 ・アートのある庁舎。 ・庁舎に地元の絵を飾る。 ・キャンプができる場所。

新庁舎建設に関する市民会議〈第2回〉
ワークショップ議事録

平成30年8月18日(土) 午後14時00～
鳴門市うずしお会館2階第1会議室

班編成(五十音順、敬称略)

【1班】

コーディネーター：梶原 真、補助員：坂野 美緒
参加者：飯田 満、池田 梅一、小川 泰範、半田 忠史

【2班】

コーディネーター：藤田 邦和、補助員：碓 貴士
参加者：佐竹 弘通、立本 利博、濱田 淳子、益岡 道義

【3班】

コーディネーター：榎 恭志郎(大建設計)、補助員：小川 真澄
参加者：藍野 洋三、大山 登、齋藤 忠恒、手塚 任、脇 景子

【4班】

コーディネーター：若森 正樹(大建設計)、補助員：向 航大
参加者：乾 肇、佐々木 宏樹、多智花 亨、谷添 敦子

【5班】

コーディネーター：西端 賢一(大建設計)、補助員：西岡 敬太
参加者：芝野 秀美、戸田 浅夫、平松 芳健、三浦 森次、山田 佳世

新庁舎建設に関する市民会議〈第2回〉で出された意見【まとめ】

	1 班	2 班	3 班	4 班	5 班
窓口・ 相談機能	- 窓口 - 待ち時間を有意義に利用できるシステム。 - 病院のような窓口ではないもの。 - あたたかいイメージの窓口 ○駐車場 - 市民のための広い駐車場。 - 立体駐車場。	- 窓口の呼び出し機能が欲しい。 - 窓口を利用することはあまりない。 - 明るく広々とした窓口。 - エスカレーターの整備。 - 庁舎の入口がターミナルとなるような利用しやすい立地（バスなど）。 - 路線バスが市役所玄関に來られるような利便性。	- 動線を短く。 - タッチパネル。 - 窓口の集約。 - ドラッグスルー。 - 横の繋がりがいい。 - オープンスペース、相談室、情報開示、交流スペース。 - 高齢者順に駐車場を近くに。 - 古い窓口ではなく、円形に窓口を配置する。	○玄関 - 米實を正面玄関で迎えられる市役所。 - 窓口 - 窓口は1階に集約。 - ワンストップ窓口、総合窓口。 - 利用頻度の高い窓口や高齢者、障害者の窓口は低階層におく。 - ワンストップの窓口（いろいろの手続きが1か所）。 - 関連窓口の近接化、ワンフロア化。 - 証明書の窓口には個人で打ち込み清算できるようにする。 - サービスコーナーは入口の近くに。 - プライバシーの守れるような空間も必要（相談窓口）。	- 窓口に通勤を、インバウンド対策。 - 外国人の方の対応をする課をつくる。 - 住民票等も自宅でプリントできるシステムになるといい。 - フロアマネージャーを置く。 「たらいまわし防止」。関連のある課は近くへ。ワンフロアで終わらせる。 - 保険課など個人のプライバシーに配慮→広い部屋を使う。 - 相談室は個別の部屋、プライバシーを配慮。 - 入口に案内地図。 - 年金事務所が遠いので、月2回程度市役所で相談手続きができる。
ユニバーサル デザイン機能	- 市民が集い親しまれているという事で、職員の実動に関して。 - 音声案内を付けてほしい。 - 点字の案内。車いすの人が使用しやすい通路等。 - 車椅子で利用できるトイレ。 - エレベーター。 - 和式トイレも残す。 - 無駄な音声案内は必要ない。	—	—	- 各窓口へ床の色等で分かりやすい誘導。 - 色弱者、高齢者に優しいユニバーサルデザイン、バリアフリー。 - オムツ交換、授乳室付トイレ。 - キッズスペース（手続きの間見てくれる託児所）。 - 子供広場の近くに畳の部屋。	- 駐車場たくさん。車いす、障がい者に配慮、車の乗降がしやすいシステム。 - バリアフリー、ユニバーサルデザイン。 - 受付窓口を2階に、1階は駐車場等。 - 廊下は広く車いすが余裕ですれ違える。 - エレベーターは車椅子が2台乗れるスペースを確保。 - エスカレーター、エレベーターの設置複数。 - トイレ洋式化、授乳室、おむつ替えシート、ベビーカー、女子トイレは男子トイレより多めに、多目的トイレは館ごとに。 - 車いす、ベビーカーを常備する、屋根のついた広いやり駐車場（50台に1台確保）。
防災・ セキュリティ機能	- 新庁舎屋上にヘリポートを設置してほしい。 - 災害対策本部の機能の充実を。	- 防災面の機能を重視してほしい。 - 浸水・津波対策。 1階を駐車場として開放。 - 液状化対策。 - 津波後でもすぐに復旧できる機能が必要。 - 津波が来ることを前提とした設備。	- 災害時にメンテのしやすい庁舎。 - 歴史と未来が見える庁舎。 - 津波対策。	- 何が起こっても行政の機能を失わない。 - 災害時に対処可能な診療所（夜間、休日可）。 - 防災備蓄を兼ねてコンビニとか店舗を入れる（災害時協力）。 - 災害時の拠点となるような十分な前震、浸水対策をもった建物。	- 浸水しない階層へ会議室を。 - 立体駐車場にする、避難場所として使用できる。 - 震度7に耐えられ、50年は建て替えせずに暮らせる強固な建物。 - 屋上にヘリポート（大災害の時の輸送経路としてほしい）。 - 屋上までのエレベーターを。
耐震・ 浸水対策機能	—	・地下水を利用。	—	—	—

	1 班	2 班	3 班	4 班	5 班
情報発信・ 交流機能	- 会議室を充実させて会議室の数を十分設置してほしい。 - レストラン・職員・一般来庁者が利用し交流。 - 職員ならではの食材、メニューを使ったもの。 - 交流の場、市民が使えるスペース。	- 観光面に弱い。 - 喫茶店やレストランが欲しい。 - 市民が利用できる会議室の整備。 - 青壁にも配慮した中ホール整備。 - せり上がり、花道を備えた中ホールの整備。	- 国際会議室の設置。 - 個別相談は会議室で。 - 職員の特産品や物産を展示するスペース。	○情報 - セキユリティ問題。市民の持ってきたUSB等が使えるように。 - 市議会の様子が議会中、議会以外の日にもTVに放映されている。市民に市議会を身近に感じ、問題意識を持ってもらえる庁舎。 - ITはできるだけ最小限に。 ○交流 - 土日祝も市民が利用できるスペース（会議室など）。 - 交流が図れる空間（部屋）。 - 職員らしさのホール。 - コンビニ、レストラン（職員の食堂を兼ねる）。	- 中庭→緑と職門のつすしお、ドイツ館等のミニチュアがあればちよいい。 - 絵面を多く展示できるスペース。 - 廊下に市民の芸術作品を掲示する。 - ふるさと納税課窓口、土日祝のみ営業。アンテナショップを作り、売り場スペースを貸す。 - 情報発信スペースはパソコンを自由に使って観光など調べる。 1階に職門の産直市、海産物、鳴門金時、なし等。 - 賞賛料金、廊上階にカルチャーセンター、会議室、OA教室。 - 誰もが利用可能な食堂、コンビニエンスストア。 - フリーWi-Fiスポット。
議会機能	—	- 市役所のどこでも議会が見えるようモニターを設置。 - 市議会に傍聴者が多数行くように。 - 議会を易に來る人が増えるような施設。 - 議会へ市民が行きやすい施設。	待合室での議会中継。	—	議会をオープンできる機能を。
執務機能	フロアへの明るさ。	—	- 議会傍聴席のゆとりを階段の改善。 - 対面と執務は分けた方がいい。 - 職員の人が休憩できるスペース。	- 部署の間仕切りは移動式に。 - 市民も使えるシャワールーム。 - 職員各個人ロッカー（男子用・女性用）を明確に分ける。	- 会議室を多機能（間仕切りなど）。 - 役所各部署で外国語対応できる人を入れる。 - 職員の仮眠室、リフレッシュルームは絶対に必要。
ライフサイクル コスト削減	収益を上げながら運用を。	—	- 売電。 - ソーラー充電。 - 貯水槽。 - 風力。	○自然エネルギー - 太陽光を活用して電力は太陽光でまかなう。 - 太陽光、風力等の自然エネルギーシステムを利用して電力をつくる。 - リサイクルセンターにシルバーの人を雇う。 - 鳴門市に購買力が付く。 - リサイクルセンターを建てて雑紙回収、細分化した分別回収を進める拠点になってほしい。 ○その他 - 市の赤字が増えないようにコストを意識した庁舎	- ランニングコストを考慮した庁舎を。 - 利益を生む庁舎。 - 命名権。 - 駐車場を1階にして周りを有料広告スペースにする。愛媛は図書館に有料広告掲示板有。
環境負荷の低減	- LED。 - 太陽光。	地下水を利用。	透水性舗装、雨水を有効利用。	- 庁舎内のテナントスペースで費用に当てる。 - 一般利用可能な駐車スペース（有料可）。	- 二重窓等（省エネ）。 - 太陽光発電、LED。 - 壁へ散水機能を付け、温度上昇を軽減する。 - 井戸水の活用。 - 壁の緑化で温度上昇軽減。 - 屋上緑化で公園を。

	1 班	2 班	3 班	4 班	5 班
周辺環境との 調和・歴史の継承	—	—	・景色のいい庁舎。	○交通 ・無養町だけでなく、大塚・大津とバス の便がよい庁舎（高齢化に備えて）。 ・バス亭を正面玄関に。 ○野外スペース ・野外空間に整備すべき交流機能は作れ ないか。 ・駐車場にはバスが停まれる。 ・子供の遊べる公園。 ・避難所に近い駐車場（有料可）。	・はまぼうなどの植木には必ず名前表示 を。 ・鳴門市の歴史ロードを廊下へ設ける。
その他	—	○コンパクトシティの実現 ・市の中心部にまとまった街の計画。	—	—	・デザインマンホールを80周年記念で設 置する。1個20万円。 ・鳴門市インターネッショニッピング窓 口を開設し、売り上げの10％徴収。 ・空き家対策。廃校・プール、現在使用 していない建物など空きスペースの活 用。 ・駐車場は2時間以上で駐車料金徴収。 別に無料駐車場も20台。職員の方の ・ソフト面にお金をかける。職員の方の 評価の仕組みを確立する。 ・駐車場の料金化（有料）

パブリックコメントの結果

- (1) 募集期間 : 平成30年12月11日(火)～平成31年1月15日(火)
- (2) 提出人数 : 51人
- (3) 提出方法 : メール 33人、持参 9人、FAX 9人
- (4) 提出件数 : 138件(回答件数 205件)
- 内 訳 : ① 住所 市内 47人 市外 4人
- ② 区分 1 市内に住所を有する者 47人(102件)
- 4 市内に存する事務所又は事業所に勤務する者 2人(5件)
- 5 当該事案に利害関係を有する者 2人(31件)

(5) 意見等の反映状況

項 目	件数(回答件数)
意見等を計画等に反映するもの	9件
意見等が既に反映されているもの	66件
意見等を今後の参考とするもの	49件
意見等を反映する見込みがないもの	81件

(6) 意見等の分類

項 目	件 数
第1章 基本計画策定の趣旨	
2. 関連計画との整合	5件
第2章 新庁舎建設の課題と必要性	
3. 新庁舎の整備方針	16件
第4章 新庁舎の導入機能	
2. ユニバーサルデザイン	7件
4. 耐震・浸水対策機能	7件
6. 情報発信・交流機能	3件
9. ライフサイクルコスト縮減	3件
11. 周辺環境との調和・歴史の継承	1件
第5章 施設計画	
1. 庁舎の規模	11件
3. 新庁舎の配置計画	14件
6. 構造計画	2件
第6章 事業計画	
3. 概算事業費及び財源	3件
第7章 新庁舎建設の検討経緯と今後の進め方	
3. 現本庁舎の存廃について	46件
5. 今後の進め方	5件
その他	15件